

災害時におけるペットの 救護対策ガイドライン



災害時におけるペットの救護対策ガイドライン <目次>

総 説

① ガイドライン作成の背景及び目的	1
② 適用範囲及び前提事項	2
③ 今後起こりうる災害に備えた動物救護対策について	2
1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発	2
2 自治体等が行う動物救護活動の考え方	3
(1) 動物救護に係る法制度の整備状況	
(2) 自治体等による動物救護活動の必要性	

本 編

① 平常時及び災害時におけるそれぞれの役割	7
1 飼い主の役割	7
(1) 同行避難	
(2) 災害避難時における飼育管理	
2 自治体の役割	9
3 地方獣医師会の役割	16
4 民間団体・企業の役割	17
(1) 民間団体	
(2) 民間企業	
5 現地動物救護本部等の役割	19
6 緊急災害時動物救援本部の役割	20
7 国の役割	21
② 災害に備えた平常時の対策、体制の整備	23
1 ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発	23
(1) 普段の暮らしの中での防災対策	
(2) ペットのしつけと健康管理	
(3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）	
(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保	
(5) 避難所や避難ルートの確認等	
(6) 災害時の心がまえ	
2 避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れ配慮	39
(1) 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ	
(2) 仮設住宅におけるペットとの同居	

総
説

平常時及び災害時に
おけるそれぞれの役割

対策、体制の整備

災害発生時の
動物救護対策

支えるもの
動物救護活動を

資料編
(様式はCD-ROM添付)

③ 動物救護体制の整備、動物救護施設の設置に係る検討	44
(1) 動物救護体制の整備に係る検討	
(2) 動物救護施設の設置に係る検討	
③ 災害発生時の動物救護対策	55
1 初動対応	55
(1) ペット同行避難者等への対応	
(2) 現地動物救護本部等の設置及び初動対応	
2 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育	60
(1) 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ	
(2) 仮設住宅におけるペットとの同居	
3 保護が必要な動物への対応	77
(1) 負傷動物の救護	
(2) 放浪動物の保護・収容	
(3) 飼い主からの依頼に基づく一時預かり	
(4) 飼い主への返還	
(5) 新しい飼い主への譲渡	
4 動物救護施設の設置、運営管理	86
(1) 動物救護施設の設置及び形態	
(2) 動物救護施設の体制整備	
(3) 収容動物の飼育管理	
(4) 収容動物の健康管理	
(5) ボランティアの活用	
5 広報・普及啓発	95
(1) 避難住民に対する啓発活動	
(2) 保護動物に係る情報提供	
(3) 動物救護活動に関する情報提供	
6 動物救護活動の終息の考え方	99
④ 動物救護活動を支えるもの	101
1 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）との連携	101
2 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布	104
3 資金の確保、義援金の募集・配布	105
資料編（様式は CD-ROM 添付）	107

総
説平常時及び災害時に
おけるそれぞれの役割災害に備えた平常時の
対策、体制の整備災害発生時の
動物救護対策動物救護活動を
支えるもの資料編
(様式は CD-ROM 添付)

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

総 説

1

ガイドライン作成の背景及び目的

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられる様になってきている。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務となっている。

一方、自治体や現地動物救護本部等が大規模災害時に動物救護対策をどのように講ずるかは、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主の避難を支援し、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要な課題である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、甚大な被害を及ぼした。発災時、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となつた例が多数生じた。また、飼い主と

ペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このため、環境省では、自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを作成した。被災動物への対応は、災害の種類、規模、地域性、季節や地域における動物救護体制の整備状況等によって異なり、各自治体が取り得る体制の整備もまちまちであることから、本ガイドラインでは、これまでの災害における動物救護活動の事例を幅広く盛り込んだ。このガイドラインを地域ごとに必要な対策の検討に活用していただくことを期待する。

2

適用範囲及び前提事項

総説

本ガイドラインは、家庭動物等*のうち主に犬及び猫などのペットを対象とした、自治体等における動物救護対策を立案する際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す実施項目は、飼い主及び動物救護活動従事者の安全確保を前提に飼い主とペットの同行避難を行うことを想定している。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（改正 平成19年11月12日環境省告示第104号）

第2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

3

今後起こりうる災害に備えた動物救護対策について

これまでの災害、特に今回の東日本大震災の経験を踏まえ、以下の観点について、地域の実情に応じた動物救護対策の検討を進める必要がある。

また、本ガイドラインで示すペットとの同行避難と災害時の動物救護活動について、フロー図としてとりまとめた。（p.6）

1

ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発

避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主がまず果たすべき責任は、平常時から、災害に備えたペット用の備蓄品の確保、避難ルートの確認等の準備をしておくことはもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するに必要なしつけや健康管理を行うことである。

また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼育場所の管理は原則、飼い主の責任のもとで行うことになる。大勢の人が共同生活をする避難所や仮設住宅（復興住宅等を

含む。以下、「仮設住宅」とする。)においてペットに関するトラブルが生じないように、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。

以上のように、災害時には、平常

時以上に飼い主に多くの責任が求められることから、自治体等は、飼い主が平常時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行う必要がある。

2 治体等が行う動物救護活動の考え方

(1) 動物救護に係る法制度の整備状況

平成 23 年 12 月に開催された中央防災会議において「防災基本計画」の修正が行われ、自然災害対策の各編(第2編～第6編)及び第 11 編の原子力災害対策編に、避難場所や仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮事項が追加されるとともに、「防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項」に、被災した飼育動物の保護収容に関する体制整備や避難場所等における飼育動物の収容が追加された。

また、平成 25 年 9 月 1 日に施行される改正動物愛護管理法において、災害時における動物の適正な飼

養及び保管に関する施策を、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に定めることが追加されるとともに、動物愛護推進員の役割として、災害時に国または都道府県等が行うペットの避難、保護等に関する施策に協力することが追加された。

さらに、改正法を踏まえ、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号)の見直しを行い、災害対策についても追加する予定である。

各自治体等ではこうした措置を踏まえた対策を検討する必要がある。

(2)自治体等による動物救護活動の必要性

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者的心のケアの観点からも重要である。また、被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民への危害をもたらす恐れがある。さらに、不妊去勢処置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物へ影響を与える恐れもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、ペットとの同行避難を進めることは、必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いつたん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、平日の昼間で

あったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

こうした状況を踏まえ、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、被災者が安心・安全に避難するためにも重要である。その際、特に大規模災害発生時には、行政のみでは迅速な対応が困難な場合もあることから、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携も併せて検討しておくことが必要である。

〈本ガイドラインにおける用語解説〉

○同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

○現地動物救護本部等

自治体、地元獣医師会、民間団体等が、災害発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災動物や飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣自治体において設置されることもある。

○緊急災害時動物救援本部

天災・人災など不測の緊急災害において、被災した動物の救護及び円滑な救護の確保を目的として平成8年に設置された。(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会の4団体から構成され、大規模災害が起った際などに活動を開始する。主に、現地動物救護本部等や、被災地の自治体等に対し人材、物資、資金の面で後方支援を行う。

○動物救護施設

災害時に飼い主からの一時預かりや負傷動物、保護・収容したペットの飼育管理等を行う施設。既存の保健所や動物愛護センター等の運営管理の範囲内で運営することが基本であるが、ペットの収容、飼育管理等にあたって既存の施設の活用で十分でないと考えられる場合は、増設または新設を検討する。

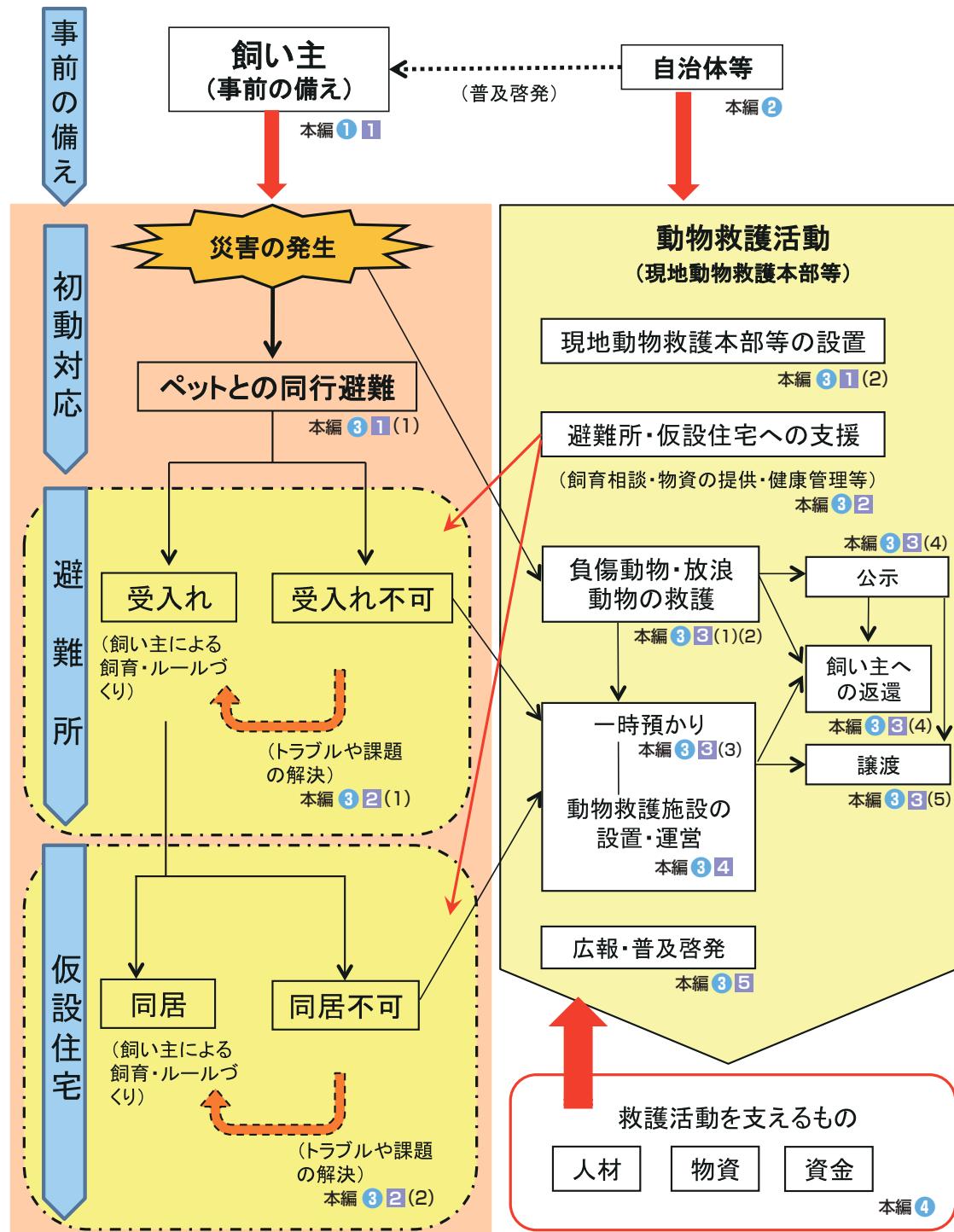
○所有者明示

ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより、飼い主を明確にしておくこと。ペットと飼い主がはぐれた場合でも第3者が飼い主を特定できる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着等は、所有者明示としては不十分である。

○放浪動物

何らかの理由で放置せざるを得なくなり放浪状態になったペットのほか、繋留されたまま放置された状態のペットも含む。

ペットとの同行避難と災害時動物救護活動フロー



1

平常時及び災害時におけるそれぞれの役割

1 飼い主の役割

(1) 同行避難

過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加するこ

とで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

(2) 災害避難時における飼育管理

災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められる。避難所におけるペットの存在

が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主自身の意識と、平常時からの備えに左右される。また、通常の環境とは大きく異なる避難生活はペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるが、ペットの避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、そのストレスを軽減させることも可能である。

◆ 飼い主が行うべき対策の例

平常時

- 住まいの防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認等の準備

災害時

- 人とペットの安全確保
- ペットとの同行避難
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

東日本大震災での事例

東日本大震災に伴う自治体へのアンケート調査結果によると、避難所でのペットのトラブルでは、犬の鳴き声や臭いなどの苦情が最も多かった。その他、「避難所で犬が放し飼いにされ、寝ている避難者の周りを動き回っていた」、「ペットによる子供への危害が心配」、「ノミが発生した」など、飼い主による適正な飼育が行われていないことによるトラブルが多く見られた。

また、「アレルギー体質の方がいることから、避難所内で人と同じスペースで飼育することが難しい状況があった」など健康への影響についての報告があるほか、「他の避難者とのバランスを考慮して貰えず、自分のペットへの過度の要望を通そうとする避難者がいた」など、飼育マナーに関する意見も各地で報告されている。

2 自治体の役割

自治体は、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じることが望ましい。また、動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各行政機関及び関係団体が連携・協働した救護活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後における行政による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備についても検討する。また、平成25年9月1日に施行される改正動物愛護管理法にお

いて、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたことなどを踏まえ、動物愛護推進員等との災害時の協力体制を検討する。

災害が発生した際、自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所における必要な飼育支援、放浪動物や負傷動物等の救護活動を行うなど、様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は動物愛護の観点のみならず、被災した飼い主への支援という観点からも重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておくことが望ましい。

◆ 都道府県等が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 関係機関・団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整（災害時協定、現地動物救護本部等の体制、人材育成等）
- 避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整
- 動物救護施設の設置候補地の検討
- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 必要物資の備蓄・更新

災害時

- 現地動物救護本部等の設置の検討
- 被災地市区町村へのペットの避難や救護に係る指導助言
- 避難動物、放浪動物等に関する相談窓口の設置
- 動物愛護推進員への協力要請等
- 避難動物に関する情報収集、適正な飼育の指導
- 人と動物の共通感染症の予防の措置
- 救援物資等の調達及び保管場所の確保と輸送手段の調整
- 獣医師の派遣依頼及び調整
- 放浪動物、負傷動物の保護収容、返還、譲渡
- 危険動物の逸走等に係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況等の確認、逸走時の対応等）
- 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- 関係部局、国、他自治体、緊急災害時動物救援本部等との連絡調整及び支援要請

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や

現地動物救護本部等の要請に応じ、次の事項を検討する。

◆ 市区町村が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

災害時

- ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ
- 都道府県等に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

活動内容の事例

岩手県（東日本大震災）

発災直後は被災住民への支援対応に追われ、県が動物救護対応にあたることは難しかったが、地方獣医師会や民間団体と協定を締結し、役割分担を行っていたことから、これらの団体によりペット同行避難者等への対応をスムーズに行うことができた。

災害時の動物救護対策に係る法律等の整備状況

① 災害対策基本法

平成 23 年 12 月に災害対策基本法に基づく「防災基本計画」の改定が行われた。動物救護対策に関しては、自然災害対策の各編に避難場所及び仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮に関する記載が追加されるとともに、原子力災害対策編に

避難場所における家庭動物の受け入れ配慮に関する記載が追加された。また、第 16 編の「防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項」の見直しが行われた。今後、「同行避難」に関する方針を追加していくことが課題である。

<防災基本計画（抜粋）>

第2編（地震災害対策編）、第3編（津波災害対策編）、第4編（風水害対策編）、第5編（火山災害対策編）、第6編（雪害対策編）

第2章 災害応急対策

第5節 避難収容及び情報提供活動

2 避難場所

(2) 避難場所の運営管理

～また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

3 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

～また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第11編原子力災害対策編

第2章 災害応急対策

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

2 避難場所

(2) 避難場所等の運営管理

～また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第2章 災害応急対策に関する事項

10 災害時における動物の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する事項

被災した飼養動物の保護収容に関する体制整備、避難場所等における飼養動物の収容及び適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画

② 動物の愛護及び管理に関する法律

平成 24 年 9 月 5 日に公布された改正動物愛護管理法において、動物愛護管理推進計画に定める事項に災害時対策が追加されるとともに、動

物愛護推進員の役割に災害時の国または都道府県等への協力に関する事項が追加された。

＜動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）＞

下線部は平成 25 年 9 月 1 日より施行

第二章 基本指針等

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

第四章 都道府県等の措置等

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

また、改正動物愛護管理法を踏まえて、現在、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するた

めの基本的な指針のうち、災害時対策についても見直しが検討されている。

<動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための 基本的な指針(抜粋)>

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(8) 災害時対策

① 現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

② 講すべき施策

ア 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

3 地方獣医師会の役割

地方獣医師会は、自治体、関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会作成の「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を参考に各地方獣医師会が作成した災害対策に関する計画・マニュアル等に沿って協力や支援を行う。

現地動物救護本部等の構成団体である場合には、本部設置後は、構成団体として救護活動を行う。特に、

地方獣医師会は、避難所等におけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付等、被災地における獣医療に関する支援を担う。

獣医師自らが被災して十分な支援を行えない場合も想定し、平常時から近隣の地方獣医師会と、災害時の連携等について検討しておくことが望ましい。

◆ 地方獣医師会が行う活動内容の例

平常時

- 災害に備えたペットの健康管理等について飼い主への啓発
- ペット同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力可能な動物病院、獣医師のデータベースの作成
- 自治体、近隣地方獣医師会との災害時協定に係る調整

災害時

- 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- 現地動物救護本部等を設置した場合は、本部構成団体として都道府県等と連携した動物救護活動の実施
- 避難所等への獣医師の派遣及び避難動物の健康管理に係る支援
- 飼育困難なペットの一時預かり・譲渡の支援
- 負傷動物等の治療・保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡等）

事例

指定地方公共機関<東京都獣医師会>

災害対策基本法及び国民保護法において定められた、災害等の緊急対処事態等に際して国民の生命、身体、財産の安全を守る上で一定の義務を付与された機関である。

東京都獣医師会は、東京都において「指定地方公共機関」に指定されているため、東京都総合防災訓練への参加や、関係機関等との円滑な連絡調整が可能となり、災害時にも迅速な対応ができた。

4 民間団体・企業の役割

(1) 民間団体

民間団体とは、主に動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援、協力をを行うこ

とが望ましい。

現地動物救護本部等の構成団体となっている場合は、自治体や地方獣医師会等の要請のもと、次に掲げる支援や協力を検討する。

◆ 民間団体が行う支援・協力の例

平常時

- 災害に備えたペットの適正な飼育等について飼い主への普及啓発への協力
- ペット同行避難も含めた避難訓練への協力

災害時

- 救援物資の配布協力
- ペットの一時保管先や避難所・仮設住宅におけるペットの飼育管理への支援
- 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ボランティアの管理への協力
- その他、自治体や現地動物救護本部等が必要とする支援への協力

(2) 民間企業

民間企業とは、主に動物取扱業者、ペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やそれらの業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品等の備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、民間企業は災害時に被災地

に必要な救援物資の供給などについて検討を行うことが望ましい。さらに、自治体、地方獣医師会、現地動物救護本部等が必要とする獣医師、動物看護師、ドッグトレーナー、トリマー等動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力などについての検討をしておくことが望ましい。

◆ 民間企業が行う主な支援・協力の例

平常時

- ペット用品等の備蓄
- 地元自治体、地方獣医師会等との連携・協力
- 災害発生時に備えた動物取扱業者同士の連携・協力体制づくり

災害時

- ペット用品等の提供
- 専門的人材の派遣
- 被災した動物取扱業者が管理する動物の移動や保管などの互助

5 現地動物救護本部等の役割

災害発生時、自治体・地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性の有無を判断し、本部を設

置した場合は、動物救護活動を行うため、構成団体・機関と調整を行い、次の各項目に係る活動を行う。

◆ 現地動物救護本部等が行う活動内容の例

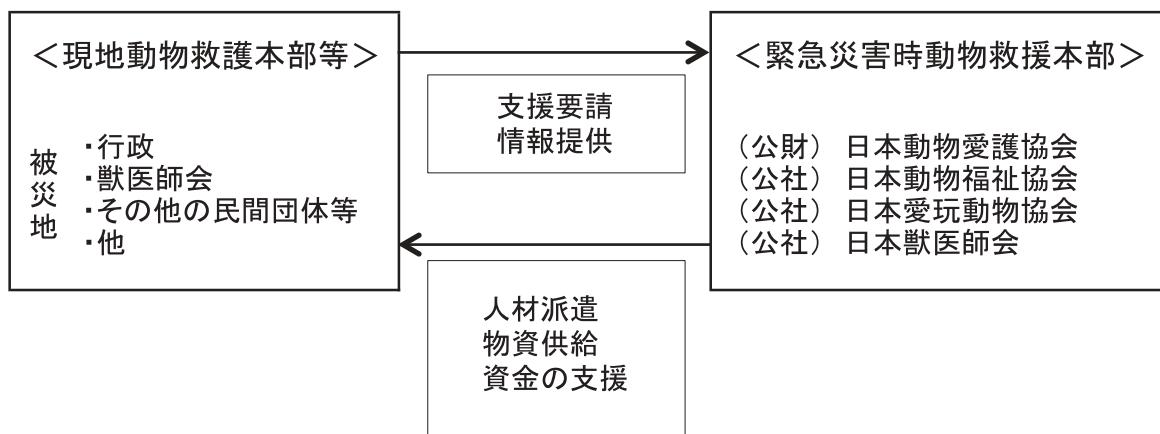
災害時

- 物資の調達、配布
- ボランティアの確保・配置・管理
- 義援金の募集・活用
- 避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れに関する市区町村への要請
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援
- 保護が必要な動物への対応
- 動物救護施設の設置・運営
- 動物病院への、治療・一時預かり・譲渡等に係る協力要請
- 情報収集・広報活動
- 相談窓口の設置

6 緊急災害時動物救援本部の役割

緊急災害時動物救援本部は、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会の4団体から構成され、大規模災害が

起きた際などに活動を開始する。主に、現地動物救護本部等、被災地の自治体等を人材、物資、資金の面で支援する。



緊急災害時動物救援本部と現地動物救護本部等の関係

◆ 緊急災害時動物救援本部が行う活動内容の例

災害時

- 被災地の都道府県等から、被災状況、動物救護に係る必要な支援等に関する情報を収集
- ボランティアを募集し、現地動物救護本部等とボランティア派遣に係る連絡調整
- ペット用品等の救援物資を募集し、被災地の自治体、現地動物救護本部等、地方獣医師会等へ配布
- 義援金を募集し、被災地の自治体、現地動物救護本部等、地方獣医師会等へ配分・供与
- 避難所、動物救護施設等におけるペットの飼育管理等に関する助言

7 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署及び現地動物救護本部等、緊急災害時動物救援本部、その他関

係機関と連絡・調整を行い、被災地の動物救護活動を支援する。

◆ 国が行う活動内容の例

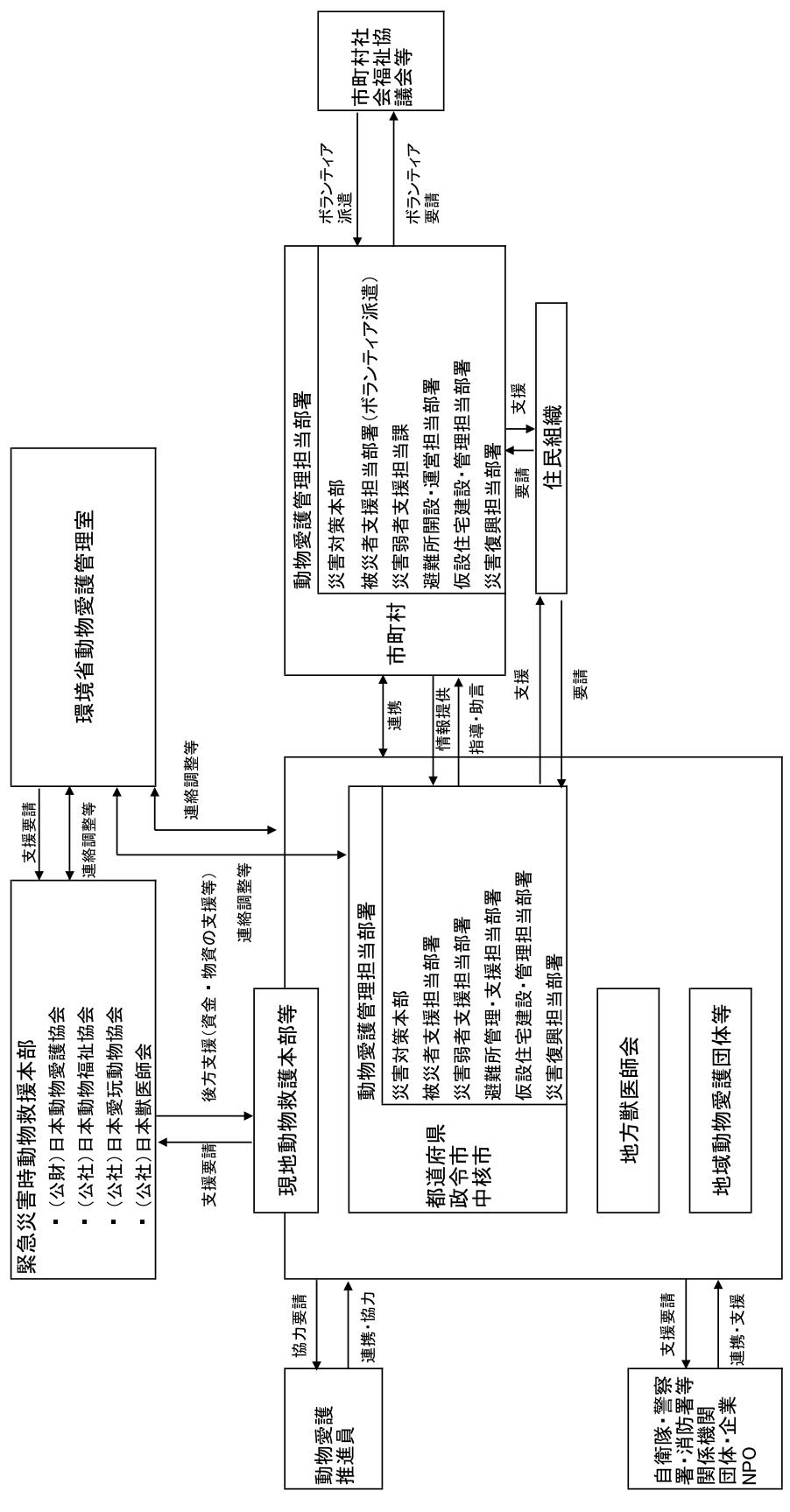
平常時

- ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供
- 関係機関等との災害に関する連絡調整

災害時

- 被災地の都道府県等と連絡調整を行い、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- 緊急災害時動物救援本部と連絡調整を行うなど、被災地の動物救護活動を支援
- 関係機関等との災害に関する連絡調整

災害発生時における連携体制の例



2

災害に備えた平常時の対策、体制の整備

1 ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発

近年、犬や猫の飼育頭数は2,000万頭を超えていると言われているが、ペットの飼育に関する正しい知識や飼育するペットに対するしつけが十分でない飼い主もあり、自治体等がペット同行避難者への受け入れ体制を整えていたとしても、実際には、ペットとの同行避難の実施や避難所での適切な飼育が難しい場合がある。

また、名札やマイクロチップ等の所有者明示が十分でない状況であると、災害時に迷子になって保護されたペットが飼い主の元に戻れる確率

がかなり低くなる。

飼い主による災害に備えたペットに対する対策とは、特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示など適正な飼育をすることに他ならない。

以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う。

東日本大震災での事例

東日本大震災では、震災前より地域防災計画に同行避難について記載し、ペット救済マニュアルの作成、餌やケージなど物資の備蓄を行っていたにも関わらず、飼い主や市町村等の災害担当部署に「ペットとの同行避難」に関する意識が十分に浸透せず、多くの飼い主がペットを置いて避難したため、発災後の対応に苦慮した自治体がみられた。

この事例は、体制の整備だけではなく、飼い主への普及・啓発が重要であることを示している。

同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育管理を推進

するために、飼い主が備えておくべき事項について、以下に示す。

◆ 飼い主が備えておくべきこと

- 普段の暮らしの中での防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認等
- 災害時の心がまえ

(1) 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るためにには、まず飼い主が無事でいることが重要である。そのためには、家具の固定等地震対策を行う必要があるが、ペットが普段いる場所にも配慮することで、ペットの安全にもつながる。

また、犬を屋外で飼育している場

合は、ブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物等、飼育場所の周囲に破損や倒壊するおそれのあるものがないか確認しておくとともに、首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないか確認する。

(2) ペットのしつけと健康管理

飼い主が、いざペットを連れて避難しようとしても、ペットも突然の災害にパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況で、人とペットが安全に避難するためには、普段からキャリーバック等に入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」等のしつけを行っておく必要がある。

避難所におけるペットの飼育においては、ケージやキャリーバックに慣らしておくこと、人や動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄ができることで、他人への迷惑を防止するととも

に、ペット自身のストレスも軽減することができる。

また、避難所や動物救護施設においては、ペットの免疫力が低下したり、他の動物との接触が多くなるため、普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保する。

さらに、不必要的繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢手術により、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もある。

○災害に備えたしつけと健康管理の例

犬の場合

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないしつけを行う。
- 人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 狂犬病予防接種などの各種ワクチン接種を行う。
- 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊・去勢手術を行う。

(3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）

災害発生時には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可

能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着し、AIPO*に登録するといった対策をしておくことで効果を高めることが出来る。

また、犬の場合、狂犬病予防法に基づき、鑑札、狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

*AIPO Animal ID Promotion Organization（動物ID普及推進会議）の略称。マイクロチップを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及推進するため、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会の4団体によって構成された組織で、(公社)日本獣医師会がマイクロチップのデータベースの登録・管理を行っている。マイクロチップ自体には、15桁の数字が記録されているだけで、飼い主の住所・電話番号などの情報は入っていないため、マイクロチップを装着した場合には、飼い主のデーターと照合するためのデータベースへの登録が必要となる。

◎迷子にならないための対策例

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札や狂犬病予防注射済票（飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着や年一回の予防注射、及び注射済票の装着が義務づけられている）
- マイクロチップ

猫の場合

- 首輪と迷子札（猫の首輪はひっかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよい）
- マイクロチップ

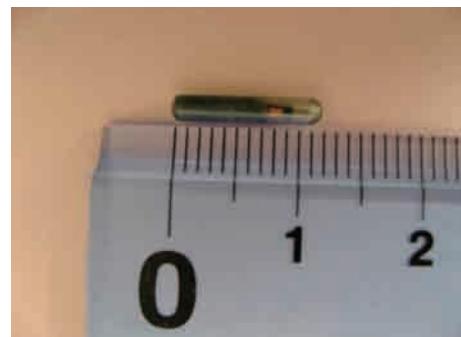


マイクロチップとは？

- マイクロチップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録され、マイクロチップリーダー（読み取り器）をあてると、その数字が表示される。個体識別番号に関連づけられた飼い主情報を確認することで、飼い主を特定する。
- 直径2mm、長さ12mm程度の円筒型で、動物の首の皮膚の下に専用注射器で挿入するもの。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップを装着した後は、必ずAIPOにマイクロチップ番号や連絡先などの登録手続を行い、転居などで登録情報が変更した場合は、変更手続きを行う必要がある。



上、右上：マイクロチップリーダー
右下：マイクロチップ



(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的には飼い主が用意しておくべきである。

避難指示等が出た場合、安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバック等の避難用品を準備しておく必要がある。

また、ライフラインの被害や緊急避難などに備え、ペットの避難に必要な物資の備蓄を行い、避難が必要な場合は、一緒に持ち出せるようにしておく。避難所等にペット用の救

援物資が届くまでには時間がかかる場合があるので、少なくとも5日分(できれば7日分以上が望ましい。)は用意しておくとよい。特に、療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

◎ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合

- 首輪とリード（小型犬などはリードを付けた上でキャリーバックに入れるのもよい）

猫の場合

- キャリーバックやケージ（キャリーバックなどの扉が開かないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）

◎ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例

優先順位1 常備品と飼い主やペットの情報

- 療法食、薬
- フード、水 (少なくとも5日分 [できれば7日分以上が望ましい])
- 予備の首輪、リード (伸びないもの)
- 食器
- ガムテープ (ケージの補修など多用途に使用可能)
- 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- ペットの写真 (携帯電話に画像を保存することも有効)
- ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位2 ペット用品

- ペットシーツ
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品 (猫の場合は使い慣れたトイレ砂)
- タオル、ブラシ
- おもちゃ
- 洗濯ネット (猫の場合) など

東日本大震災での事例

震災初期にはペット用の救援物資を運ぶ車両が緊急車両として認められず、ガソリン不足も加わり救援物資がすぐに届かなかつたという報告もある。

ペット用備蓄品の例



ペット用備蓄品（犬用）の例



ペット用備蓄品（猫用）の例



ペット用備蓄品保管袋に付けられた個体情報の例

(5) 避難所や避難ルートの確認等

飼い主は、避難指示等が出た場合に備え、住んでいる地域の防災計画や自治体の広報誌、ウェブサイト等で災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認しておく。

また、避難所にペットを連れて行く際の注意事項も、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族でペットを連れて避難所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所等をチェックしておくことで、より安全に避難することができる。

また、地域で災害対策の会合や避

難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を地域住民で話し合っておくことが望ましい。

さらに、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一の時にお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

避難所への避難以外にも、親戚や友人など、ペットの一時預け先も探しておくことが望ましい。

○避難訓練でのチェックポイント

- 避難所までの所要時間
- ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- 通行できないときの迂回路
- 避難所でのペットの反応や行動
- 避難所での動物が苦手な人への配慮
- 避難所での飼育環境の確認

地域の避難訓練の事例

仙台市

平成 17 年より毎年 6 月 12 日に地域の防災訓練を実施している。その際には仙台市獣医師会とボランティアによるペットとの同行避難と動物救護所設営運用訓練も実施されている。



防災訓練におけるペット同行避難訓練の様子（仙台市）

災害に備えた平常時の
対策、体制の整備

(6) 災害時の心がまえ

▶ 人とペットの安全確保

もし、災害が発生した時は、まず自分の身の安全を第一とし、落ち着いて自分とペットの安全を確保する。突然の災害で、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとること

があるので、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに気をつける。その際、リードをつけたり、ケージに入れるなどして、ペットの安全に配慮する。

▶ ペットとの同行避難

避難をする際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則となる。発災時に外出しているなどペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることができかどうかの判断が必要となる。

万が一、ペットとはぐれた場合には、ペットについての情報や避難時のペットの状況について、自治体の動物担当部署、警察等に届ける。

また、やむを得ずペットと一緒に避難できず、自宅等に置いてきた場合には、自治体の動物担当部署に相談する。

○同行避難する際の準備の例

犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れるのもよい。

猫の場合

- キャリーバッグやケージに入る。
- キャリーバッグなどの扉が開いて逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。

▶ 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーと健康管理

避難所・仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなつたという声がある一方、咬傷事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でトラブルになることもある。

避難所や仮設住宅では、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行う。衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人々に配慮したルールを作ることも必要である。

また、ペットは、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。



避難所では、周りの人への配慮が必要

避難所でのペットの飼育事例（東日本大震災）

避難所におけるペットの取扱いは様々であり、屋内で飼育が認められている場合やペット専用係留場が設置されている場合、また人とペットが車中生活するなど避難所により対応は異なっていた。



ペット専用係留所で飼育されている様子（岩手県）



屋内で飼育している様子（岩手県県南地域）

人とペットの同居テント（仙台市）



ペットとの車中泊（仙台市）

<普及啓発の方法>

飼い主に対して前述の事項を普及啓発するにあたっては、リーフレットの作成やウェブサイトでの公開、公報や回覧板等の活用、研修会の開催やペット同行も含めた避難訓練の実施など、あらゆる機会を通じて普及啓発に努める。

● 環境省「備えよう！いつもいっしょにいたいから」

災害時にペットと一緒に避難するために、普段から備えておくことや、避難所等で気をつけることなどをまとめた飼い主向けのパンフレット。

→ 環境省：http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2309a.html



災害に備えた平常時の体制の整備

■動物のための備蓄品の用意

ライフラインの復旧、緊急避難などに備え、必要な物資の備蓄をしましょう。避難所では、人に与する準備はおかれていますが、飼っている動物に対する備えは基本的に飼い主の責任になります。また、救援物資が届くまでには時間がかかります。少なくとも、5日分は用意しておきましょう。

持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出せるようにしましょう。その他ものには、分かれりうるところにまとめて保管し、状況に応じて判断しましょう。

※いつか大震災による日本全国的緊急避難訓練における備蓄品に該当する

【優先順位 1】…命や健康にかかるもの

- 食料、水(5日分以上)
- フード、水(5日分以上)
- 手袋の貯蔵、リード伸びないもの
- 食器
- ガムテープ/ケージの接着など多用途に使用可

【優先順位 2】…飼い主や動物の情報

- 飼い主の連絡先
- 犬の写真
- ウクチン検査状況
- 既往症・健康状態
- かかりつけの動物病院

【優先順位 3】…ペット用品

- ペットシーツ
- 犬用具の処理用具
- トイレ用品(便の場合は使い慣れたトイレ)
- タオル、ブラシ
- おもちゃ
- 洗濯ネット(猫の場合)

・ 犬用電話に自作の写真を保存しておきましょう

動物と離れ離れになったとき、動物の写真はポスターの作成や、飼い主の証明などに使えます。動物が飼い主と一緒に写った写真があると、飼い主を特定するときに役立ちます。

※いつか大震災による日本全国的緊急避難訓練における備蓄品に該当する

＜普及啓発の方法＞

● 新潟県獣医師会「準備しておきたい防災グッズと心構え」

→新潟県獣医師会：http://www.niigatakenju.or.jp/05aigo/05pdf/bousai_new.pdf

● 仙台市「避難訓練の際に配布している災害啓発のチラシ」

仙台市では、避難訓練の際に、災害が起ったときに備えて平常時から飼い主が準備しておくことについてまとめたチラシを配布している。

2 避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れ配慮

自治体等では、飼い主がペットと同行避難する事を前提とし、避難所における受け入れや仮設住宅におけるペットとの同居について、体制を整備する必要がある。検討すべき事

項としては、地域防災計画へのペット受け入れに関する記載や、避難所及び仮設住宅の設置者や管理者との調整、必要な支援物資の備蓄方法等が挙げられる。

(1) 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ

避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておくことが必要である。そのため、避難所を選定する際に、ペットの飼育場所や飼育管理のルールについても検討しておくと、避難所においてペットに起因した避難者の苦情やトラブルを回避できる。

避難所は、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人など様々な人

が共同生活を送っている場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要である。

これまでの災害時対応では、ペットの飼育場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分ける方法が採られているが、避難所の形態や地域における人とペットとの関わり方等を考慮して、地域に合った方法を検討する必要がある。

◎ 避難所へのペット受け入れにあたって検討が必要な項目の例

- 地域防災計画への、「避難所でのペット受け入れ」に関する記載
- 避難所の設置者や管理者との間での、避難所におけるペットの受け入れに関する取り決めの検討、または要請文書の送付
- 避難所でのペット飼育管理マニュアルの作成
- 必要な物資の備蓄

地域防災計画の記載例

新潟県（新潟県地域防災計画震災編 第3章33節「愛玩動物の保護対策」）

新潟県では、地域防災計画に避難所でのペットの受け入れについて記載している。

- 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

→新潟県：<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosaikikaku/1348002103309.html>

震災対策編
第3章第33節
「愛玩動物の保護対策」

第33節 愛玩動物の保護対策

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、公益社団法人新潟県獣医師会、社団法人新潟県動物愛護協会

1 計画の方針
災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。
県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に關し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割
(1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
(2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 県の役割
(1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
(2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
(3) 動物の保護や適正な飼育に關し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
(4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資料の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。
(5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
(6) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整を行う。
(7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

4 市町村の役割
(1) 市町村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
(2) 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
(3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

避難所におけるペットの受け入れ事例（自治体で作成した手引き）

千葉県（「災害時における避難所運営の手引き」第5章 ペット対策）

千葉県では、各市町村向けに災害発生後における避難所の開設・運営について、手引きの中で、ペット対策についても言及している。

- 避難所におけるペット対策の必要性
- 避難所におけるペット収容の問題点（衛生面、鳴き声等の騒音面、糞尿の処理等、臭い）
- 避難所におけるペットの効用
- 避難所におけるペット対策の考え方（収容場所の決定、給餌等の世話に関するルールの決定）
- 他の支援団体等への要請
- ペットの救護活動
- その他

→千葉県：<http://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/k/uenei.html>

第5章 ペット対策

1 避難所におけるペット対策の必要性

都市化の進展や核家族化、少子高齢化及び近年のペットブーム等を背景にペット特に犬猫を飼育する家庭が増えており、コンパニオンアニマル（伴侶動物）と呼ばれるように単なる愛玩ではなく、家族の一員あるいは人生のパートナーとしての交えとする人が増えております。こういった傾向から、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを通してくることが予想されます。

大規模災害時は、飼育している方が飼育者の管理下から離れててしまうと、逃走して街をうろつくななどの事態も考えられます。そのような場合、ペットの種類にもよりますが、衛生面や安全面で非常に問題となります。避難者は、できる限り飼育しているペットは同行避難することとし、自宅に書き込みにしないことが大切です。ただし、大型の動物や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、同行避難は困難と思われます。

一方で、共同生活を営む避難所においては、衛生面や騒音等の課題面でペットとの同居は初めて困難です。過去の災害では、ペットのために避難所での生活をあきらめ、車中での生活を選択する人も出ました。ペットの同行避難とペットとの問題は別の問題であることを認識し、避難所でのペットの取扱事を前提に決めておかなくては、トラブルになる可能性が大きいでしょう。

ペットの避難対策について、大型の動物や危険な動物の対応等も含め、各市町村および避難所単位で専門性を示しておくことが必要です。

なお、避難者の力が衰えてくる弱冠大については、ペットとは握手せず、災害時特措委員会への支援として考慮する必要があります。

2 避難所におけるペット収容の問題点

ペットの存在は、飼い主にとっては全く気にならないものであっても、他者にとっては多大なストレスとなるケースがあります。ペットが共存することの課題を共有することで、避難者とペット双方にとってともに寧ましい対応方法を検討する必要があります。

(1) **衛生面での課題**

ペットは病原菌のほか、ダニやノミなどに付着させている場合もあり、人間の共同生活で既に衛生環境の維持が難しい避難所に入れるることは、様々な健康上の影響を及ぼす可能性があります。また、犬や猫の体毛等が体調に影響を及ぼすケースもあります。

(2) **鳴き声等、騒音面での課題**

ペットの鳴き声は、避難者にとって大きなストレスとなります。またペットには夜行性のものもあり、夜中に活動する音が騒音となることもあります。

(3) **糞尿の処理等の課題**

ペットの中には、トイレのしつけができるおらず避難所周辺で糞尿をする可能性がある

第5章 ペット対策

ります。衛生面で好ましくないことはもちろん、臭いや行動上の障害となることも懸念されます。

(4) 臭いの課題

飼い主にとってほとんど気づかない点である一方、逆に飼い主以外にとっては非常にストレスとなります。動物固有の臭いのほか、食事の臭い、(3)にあげた粪尿の臭い等、ペットにまつわる臭いには様々な発生源が考えられ、特にトラブルにつながりやすいものです。

3 避難所におけるペットの効用

避難所におけるペット収容は、前述の通り様々な弊害を含んでいる一方、飼い主本人にとっては利点の存在となります。また、他の避難者にとっても、同様に利点となる可能性性を十分に含んでいます。特に子どもたちにとって、ペットの存在は避難所生活の中で大きなものになると想われられます。

様々な課題がある一方で、ペットを適切に飼育することによる効用についても留意する必要があります。

4 避難所におけるペット対策の考え方

ペットの飼育・管理は、飼育者が全責任を負う事が基本です。

また、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所でのペットとの同居は原則禁止し、近くに飼育スペースを確保し、籠組等の施設整備各実施することが望ましいといえます。

同行避難してきたペットについて避難所でどのように対応するかは、明確な方針ではなく、個々の避難所・避難者の考え方によって決まります。一人暮らしの高齢の方などは、ペットが精神的支柱となっている場合もあります。ペットを同伴した避難者と他の避難者の間での話し合いの席を提供することも重要なことです。

市町村等は、過去の災害事例等も参考しながら、避難所におけるペット事情を勘案して適切なアドバイスや、必要に応じて関係団体の支援を講じるなどの対策をとります。

また、避難所においてどういった対応をするかは、ある程度事前に広報する必要があります。

(1) **収容場所の決定**

ペットの収容場所については、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の廊にスペースを設置するなどの方法が考えられます。決定時の要素としては、試験スペースから離れていて鳴き声等の影響が少ないことや、施設の運動等の避難所運営活動の邪魔にならないことなどがあげられます。

収容場所においては、ケージ等に入れておくことが必要ですので、市町村等で取り扱い業者等と事前に調整して施設により確保することも検討します。

避難所におけるペットの受け入れ事例（要請文の発出）

新潟県（新潟県中越沖地震）

新潟県では、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出。避難所設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理責任者に対して被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めた。

具体的には、関係者との話し合いにより、避難施設ごとにペット受け入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県（保健所）によるフォロー体制をとることでペットの受け入れ体制を整えた。

（2）仮設住宅におけるペットとの同居

東日本大震災では、多くの自治体において仮設住宅でのペットの飼育を可とする方針が示されたものの、実際にペットとの同居に結びつかなかつた事例も多数みられた。その理由として、「他の入居者や仮設住宅の自治会での承認が得られなかつた。」、「仮設住宅での飼育ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内に慣れていない犬等）を飼育していた。」等があげられることから、地域の飼育状

況に応じた仮設住宅でのペット受け入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペット同居の条件とした例や、ペット飼育者専用の仮設住宅を設置した例、仮設住宅の近隣にペット飼育施設を設置した例があった。

鳴き声や糞尿等、仮設住宅において想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、仮設住宅でのペットの飼育ルールを検討する必要がある。

◎仮設住宅へのペット受け入れにあたって検討が必要な項目の例

- 地域防災計画への「仮設住宅でのペット受け入れ」に関する記載
- 仮設住宅の設置者や管理者との間での、仮設住宅におけるペットの同居に関する取り決めの検討、または要請文書の送付
- 仮設住宅でのペットの飼育ルールに関する検討
- ケージ等必要な物資の備蓄

東日本大震災での事例

- 東日本大震災では、被災した自治体及び他自治体からの被災者を受け入れた自治体において、避難所や仮設住宅でのペットの受け入れに関する方針が無い、または受け入れを認めない自治体もあり、避難所に入れず車両の中でペットと生活する被災者が生じる原因の一つとなった。
- 避難所や仮設住宅の設置主体となった市町村の担当部署と動物愛護管理の担当部署との間で、ペットの受け入れに関する取り決めのある自治体が少なく、体制整備が必要であるとの意見があった。

仮設住宅におけるペット受け入れ事例（要請文の発出）

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は沿岸被災12市町村あてに、避難所及び仮設住宅において家庭動物の飼育を許可する環境を整えるよう要請文を発出した。

また、要請があれば、岩手県災害時動物救護本部が動物の飼育に必要なペットフード、ケージその他の用具についての手配及び飼育管理に係る指導・助言等について支援を行う旨を併せて連絡した。

3 動物救護体制の整備、動物救護施設の設置に係る検討

近年増加するペット飼育人口を考えると、災害が発生した場合、ペットと同行避難する避難者の数は少なくないと考えられる。こうしたペット同行の被災者が避難所に避難してきた際に混乱が生じないように、あらかじめ自治体内の関係部署はもとより関係機関等と調整し、民間団体の協力も仰いで、受け入れ時の対応を検討しておくことが望ましい。

また、発災直後は、たとえ動物愛護担当部署であっても被災住民への支援対応に追われる可能性が大きく、行政のみでは迅速な対応が困難な場合も十分に考えられる。このよ

うな事態に備え、自治体等は平常時より関係団体やボランティア等との連携体制を構築し、初動要員の確保や被災動物の情報収集が行えるようにしておくことが望ましい。またそのために、災害時協定や現地動物救護本部等の設置を含めた役割分担など、災害時の対応を事前に検討しておくことが望ましい。

さらに、動物救護施設の設置が必要となる場合もあるので、あらかじめ関係機関等と調整して設置場所（候補地）を選定しておくことが望ましい。

(1) 動物救護体制の整備に係る検討

◆ 動物救護体制の整備における検討内容の例

- 現地動物救護本部等の組織体制
- 緊急連絡体制の整備
- 動物病院への協力要請
- 必要な物資の確保、配布
- ボランティアの活用
- 義援金の募集
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援等
- 保護が必要な動物への対応
- 情報収集・広報活動

災害に備えた平常時の
対策、体制の整備

▶ 現地動物救護本部等の組織体制

現地動物救護本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携して動物救護活動を実施することを目的として設置される。

現地動物救護本部等の設置にあたっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでいる場合が多い。実際に災害が起こると、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応

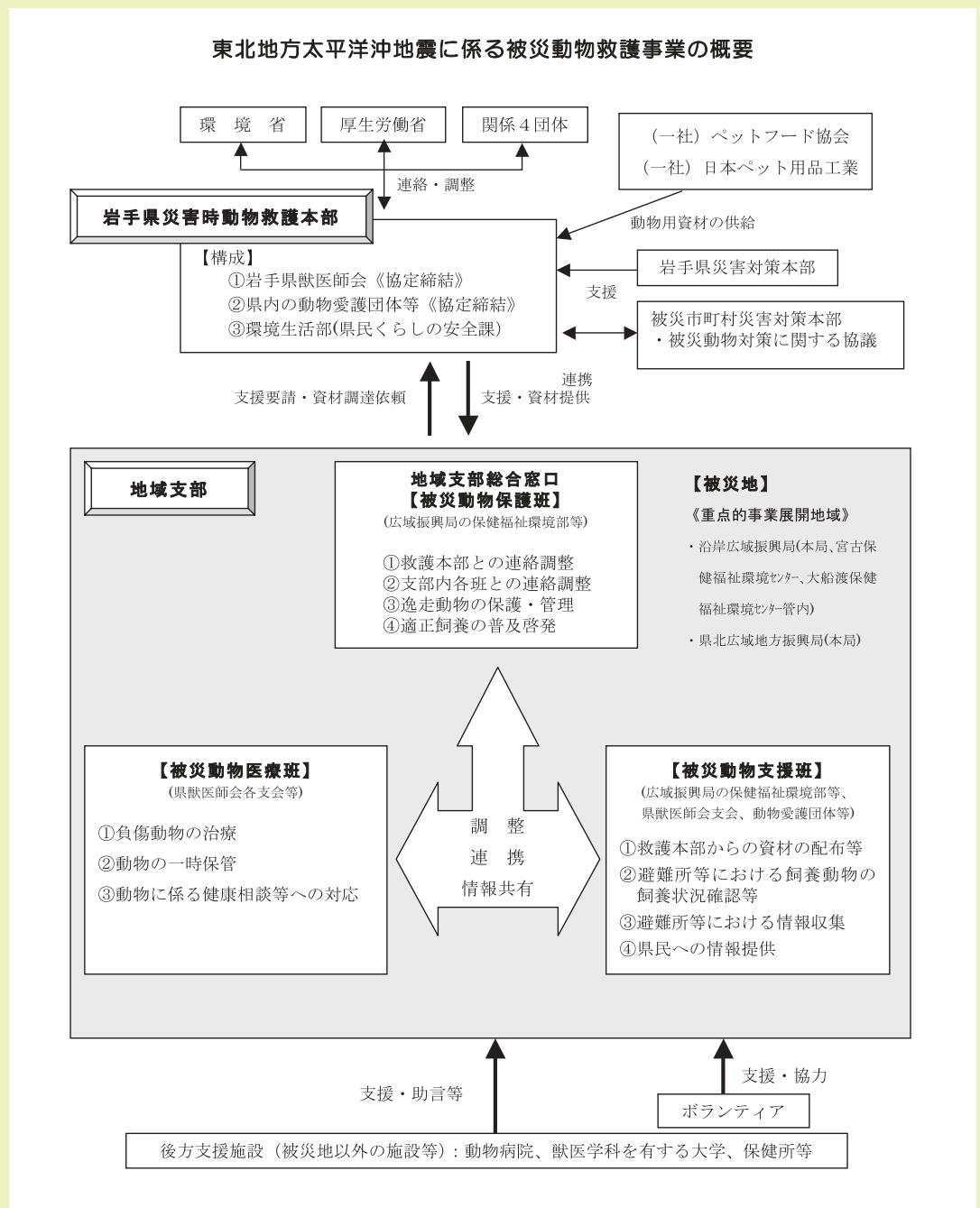
が遅れる可能性もあるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切な動物救護活動を行うことが可能になる。

また、組織体制については、行政主体で取り組むケースや、民間団体を中心となり行政が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて動物救護体制を構築することが望ましい(災害時協定に関する様式は、資料1を参照)。

現地動物救護本部等の組織体制の例

岩手県

岩手県では、岩手県災害時動物救護本部を設置するとともに、広域振興局の保健福祉環境部、県獣医師会各支会等に地域支部を配置し、救護本部を構成するそれぞれの構成団体が役割分担を行い、「被災動物保護班」、「被災動物医療班」、「被災動物支援班」を編成し、調整、連携を図りながら動物救護活動を行った。



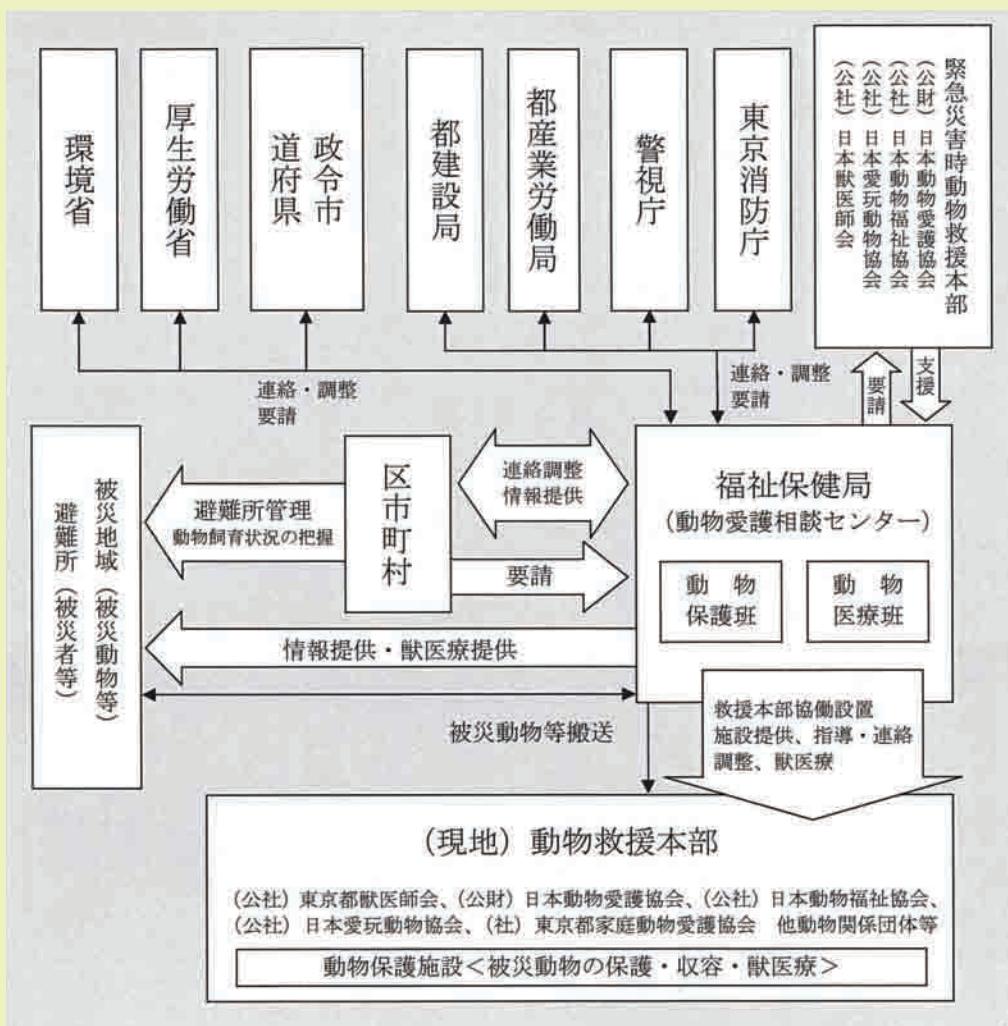
現地動物救護本部等の組織体制の例

東京都

東京都は、平成12年に発生した三宅島噴火災害の際は、自ら被災自治体として動物救護活動にあたった。平成23年の東日本大震災では、被災地から避難してきたペット同行避難者の支援を行っている。

これらの災害時には、(公社) 東京都獣医師会、(社) 東京都家庭動物愛護協会、(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本動物福祉協会、(公社) 日本愛玩動物協会の5団体が構成団体となる「動物救援本部（三宅島噴火災害動物救援本部・東日本大震災東京都動物救援本部）」が設置された。

東京都はこの動物救援本部を支援する立場から、情報の提供、動物救護活動の支援及び活動の拠点となる「動物救援センター」の設置等を行った。

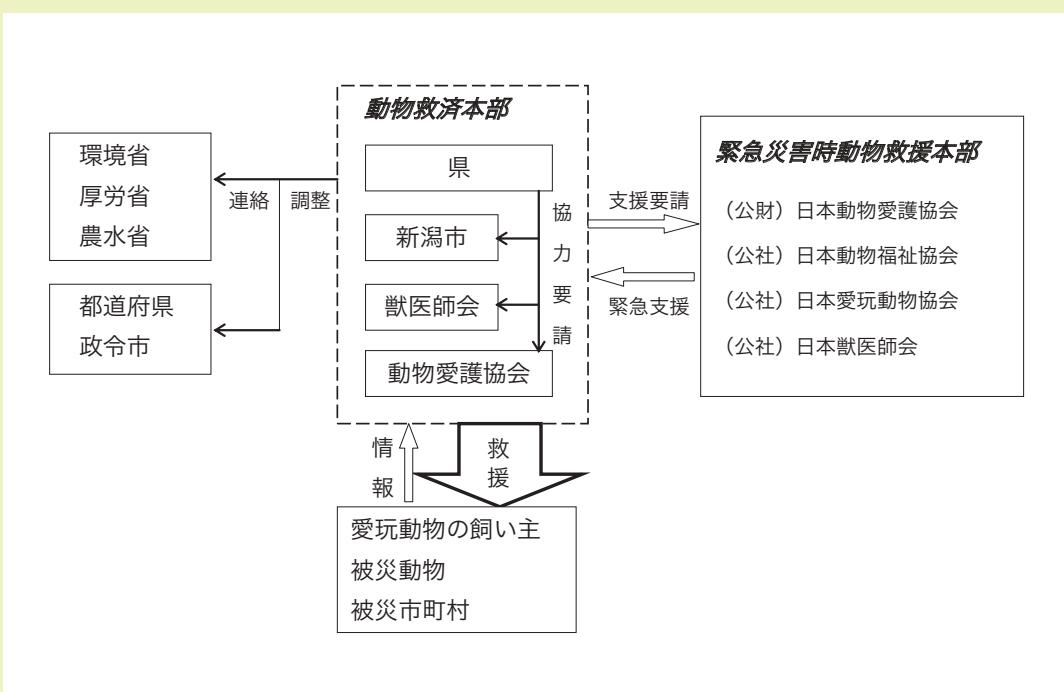


現地動物救護本部等の組織体制の例

新潟県

新潟県では、災害発生時の「動物との同行避難」の方針を示し、避難所や仮設住宅でのペット受け入れに関する調整を、市町村の避難所設置・管理担当部署等に対して行い、避難所や仮設住宅でのペットの飼育支援については、県（保健所）がフォローするということで、受け入れ体制を整えた。

体制整備にあたっては、災害時の動物救済本部構成団体として県獣医師会や地元の動物愛護団体と協力関係を築き、各種の支援を行っている。



▲ 緊急連絡体制の整備

災害発生時に、現地動物救護本部等の構成団体・機関及び関係市区町村等と速やかに連絡調整を行えるよ

う、緊急連絡体制の整備を行い、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

► 動物病院への協力要請

負傷動物等の応急治療、一時預かりまたは動物病院を介した譲渡活動等のため、近接する地方獣医師会に対して協力を要請するなどを検討する。

動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を

交わす際に、検討しておくとよい。

また、施設の設備状況により必要な治療が行えなかったり、収容動物が重症の場合等は、近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

► 必要な物資の確保、配布

平常時より、自治体が設置している動物愛護センター、保健所等にペットフード等の備蓄品を用意しておくことが望ましい。

災害時に、備蓄品のみでは不足する場合は、緊急災害時動物救援本部等に救援物資の配布を要請したり、独自に救援物資の募集を行い、不足した物資

を調達する必要が生じる。

備蓄品及び救援物資は、避難所等支援が必要なところに配布するとともに、在庫管理を行う。その際、届いた救援物資は仕分けされていない場合も多いことから、あらかじめ仕分け作業を効率的に行う方法等を検討しておく。

平常時における物資の確保の例

福島県

福島県では災害に備え、平成18年度からペットの救護に必要な物資の備蓄を行い、県内5箇所の保健所に分散して保管し、災害発生時に、被災地に配布する体制を整えていた。備蓄していた品目と数量は以下の通り。

ペットフード	ドッグフード	500kg	キャットフード	125kg
ケージ		50台 (大25 小25)		
餌入れ・水入れ		50本 (大25 小25)		
首輪		50本 (細25 太25)		
係留用チェーン		50本 (細25 太25)		
動物保護用麻醉薬	セラクタール	500ml	ドミトール	150ml
薬浴用水槽			アンチセダン	150ml
		5 (500 リットル)		

▶ ボランティアの活用

動物救護活動を円滑に行うために
は、現地動物救護本部等を始め関
係機関・団体の協力以外にボランティ
アの応援が必要となる。そのため、
現地動物救護本部等は、自治体また

は自らが行う救護活動の内容を十分
に把握し、ボランティアへの協力依
頼方法や活用方法をあらかじめ検討
しておく。

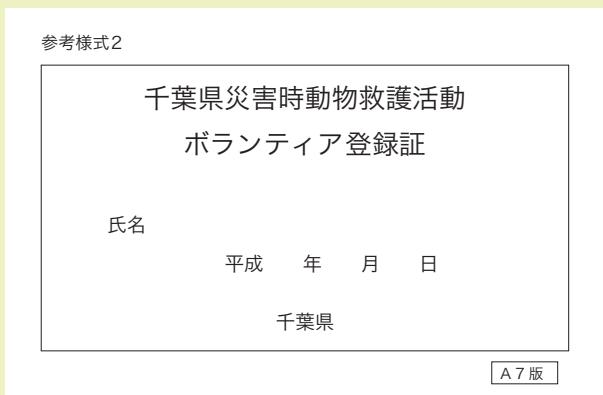
ボランティア募集の例

千葉県

千葉県では、千葉県災害時動物救護活動ボランティアの登録を実施
していたことで、被災動物への動物救護に関する協力依頼を行うこと
ができた。

千葉県災害時動物救護活動ボランティアは事前に動物の適正な飼育
や災害時の活動などについて講習を受講しており、講習会を受講する
と千葉県災害時動物救護活動ボランティア登録証が交付される。活動
に従事する時は登録証を携帯しなければならないとしている。

また、千葉県は、千葉県動物救護本部ボランティアも募集し人材の
確保をした。千葉県動物救護本部ボランティアについては、県衛生指
導課でボランティア協力者を把握して、協力が必要な場合には直接交
渉し被災動物の一時預かり及び世話を依頼することとしていた。



千葉県災害時動物救護活動ボランティア登録証

<p>千葉県動物救護本部ボランティア登録要領</p> <p>1 目的 東日本大震災の被災者及び被災動物への支援のため、動物救護活動に係るボランティアを受け付け、その登録及び活動について必要な事項を定める。</p> <p>2 登録実施団体 千葉県動物救護本部（以下「本部」という。）</p> <p>3 名称及び登録期間 ボランティアの名称は「千葉県動物救護本部ボランティア」（以下「ボランティア」という。）とし、登録期間は、登録日から平成24年3月31日までとする。</p> <p>4 活動内容 (1) 動物の一時預かり (2) 避難所での動物の世話 (3) その他、本部が必要と認めたもの</p> <p>5 登録方法 (1) 登録を希望する団体・個人は、別紙「動物救護本部ボランティア登録用紙」に必要事項を記載し、本部事務局まで、電話、ファクシミリ、インターネットメール等で届け出るものとする。 (2) 本部事務局は、登録用紙により必要事項を把握したうえでボランティア登録を行う。</p> <p>6 活動の依頼 本部事務局は、登録用紙に記載された情報と被災動物等の情報を照合し、ボランティアとの調整を行ったうえで、活動を依頼する。</p> <p>7 ボランティア活動保険への加入 本部は、ボランティアを登録するにあたり、ボランティア活動保険に加入する。</p> <p>8 個人情報の管理 登録された個人情報等は、ボランティア活動に関する情報提供のみに使用する。</p>	<p>参考様式1</p> <p>ボランティア登録用紙</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">受付No.</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <input type="checkbox"/>一般ボランティア <input type="checkbox"/>一時保管ボランティア </td> </tr> <tr> <td colspan="7">[受付日] 平成 年 月 日 [受付者]</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[申込者]</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="6">年齢 才 男・女</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>電話</td> <td colspan="5">携帯電話</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>緊急時連絡先</td> <td>氏名</td> <td colspan="5">続柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住所</td> <td colspan="5">電話</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[活動可能予定日等]</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td colspan="6">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>曜日</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>時間帯</td> <td>時</td> <td>~</td> <td>時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">[希望活動内容] 一般ボランティア</td> </tr> <tr> <td>被災動物の世話</td> <td colspan="6">給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど</td> </tr> <tr> <td>施設の運営維持</td> <td colspan="6">作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など</td> </tr> <tr> <td>事務管理</td> <td colspan="6">被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="7">[一時保管] 一時保管ボランティア</td> </tr> <tr> <td>保管の場所</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>動物の種類</td> <td colspan="6">犬、ねこ、その他()</td> </tr> <tr> <td>保管可能頭数</td> <td colspan="6">頭</td> </tr> <tr> <td>保管方法</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="7">(その他)</td> </tr> </table>	受付No.							<input type="checkbox"/> 一般ボランティア <input type="checkbox"/> 一時保管ボランティア							[受付日] 平成 年 月 日 [受付者]							[申込者]							氏名	年齢 才 男・女						現住所							職業							連絡先	電話	携帯電話						その他						緊急時連絡先	氏名	続柄						住所	電話					[活動可能予定日等]							期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						曜日	日	月	火	水	木	金	時間帯	時	~	時				[希望活動内容] 一般ボランティア							被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど						施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など						事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整						その他							[一時保管] 一時保管ボランティア							保管の場所							動物の種類	犬、ねこ、その他()						保管可能頭数	頭						保管方法							(その他)						
受付No.																																																																																																																																																																																							
<input type="checkbox"/> 一般ボランティア <input type="checkbox"/> 一時保管ボランティア																																																																																																																																																																																							
[受付日] 平成 年 月 日 [受付者]																																																																																																																																																																																							
[申込者]																																																																																																																																																																																							
氏名	年齢 才 男・女																																																																																																																																																																																						
現住所																																																																																																																																																																																							
職業																																																																																																																																																																																							
連絡先	電話	携帯電話																																																																																																																																																																																					
	その他																																																																																																																																																																																						
緊急時連絡先	氏名	続柄																																																																																																																																																																																					
	住所	電話																																																																																																																																																																																					
[活動可能予定日等]																																																																																																																																																																																							
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																						
曜日	日	月	火	水	木	金																																																																																																																																																																																	
時間帯	時	~	時																																																																																																																																																																																				
[希望活動内容] 一般ボランティア																																																																																																																																																																																							
被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど																																																																																																																																																																																						
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など																																																																																																																																																																																						
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整																																																																																																																																																																																						
その他																																																																																																																																																																																							
[一時保管] 一時保管ボランティア																																																																																																																																																																																							
保管の場所																																																																																																																																																																																							
動物の種類	犬、ねこ、その他()																																																																																																																																																																																						
保管可能頭数	頭																																																																																																																																																																																						
保管方法																																																																																																																																																																																							
(その他)																																																																																																																																																																																							

千葉県動物救護本部ボランティア登録要領（左）と登録用紙（右）

義援金の募集

動物救護活動に必要な資金は、主に義援金を活用する場合が多いことから、自治体等は義援金の募集方法

等を検討し、寄付者にわかり易い表現で使用目的を明示して募集を行うことが望ましい。

避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援等

飼い主が避難所や仮設住宅において適正な飼育管理を行えるように、

自治体等は次のような支援や指導などを検討しておく。

◆検討内容の例

- 避難所や仮設住宅におけるペットの飼育状況や必要な支援等の情報収集
- 避難所や仮設住宅でのペットの適正な飼育等の指導
- ペットの飼育・健康相談の受付
- ペットフード、ケージ等のペット用品の提供・貸与

▶ 保護が必要なペットへの対応

災害時は、飼い主とはぐれたペット、負傷動物等の救護や、動物救護施設等での飼育管理を行いながら、元の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡等を行う必要がある。また、飼い主自身が飼育管理を行えない場合は、一時預かりを行う必要がある。

飼い主と連絡が取れない場合や飼い主が飼育できない状況等も想定し、関係団体と連携し一時預かりや新たな飼い主への譲渡が可能な体制整備について検討しておく。

また、譲渡対象となる動物の多くは成犬、成猫であるため、対象動物

が多くなるほど、譲渡活動が困難な場合が考えられる。これまでの災害においても、飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めることが動物救護活動を終息させる一つの基準になることから、自治体または現地動物救護本部等は、積極的な譲渡に係る広報活動を行うとともに、動物病院、動物愛護団体、近隣自治体、近隣の地方獣医師会等幅広い協力が得られるよう、連携体制を整える必要がある。このため、以下について検討しておく。

◆ 検討内容の例

- 負傷動物の救護
- 放浪動物の保護・収容
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 飼い主への返還
- 新しい飼い主への譲渡

▶ 情報収集・広報活動

現地動物救護本部等は、当該災害の状況や被災動物の状況について、被災地域の市区町村や災害対策本部等、関係者等から速やかに情報の収

集を行うとともに、飼い主等に対して、適宜、情報提供を行う必要があるため、情報の収集、提供方法を検討しておく。

(2) 動物救護施設の設置に係る検討

災害時に、飼い主からの一時預かりや負傷動物の治療、保護・収容した放浪動物等の飼育管理などを一定の期間行う場合に、動物救護施設の設置が必要となる場合がある。

動物救護施設は、設置、運営、撤収にかかる費用や、設置までの各種調整に要する時間等を考えると、災害時も飼い主とペットと一緒にいることができる環境を整えた方が、費用・労力の面で負担を軽くすることができる。そのため、動物救護施設の設置にあたっては、災害の規模や被災動物の収容状況を考慮しつつ、まずは、動物愛護センター等既存の施設を救護活動の拠点とし、収容限界を

超える場合は、地域の状況に応じて、一時預かりや譲渡の受け入れ先として動物病院やボランティアの協力を得ながら活動を行える体制を検討する。

また、動物救護施設の増設または新設が必要となった場合、動物救護活動を続けながら、迅速に候補地や施設を見つけることは困難を極める。特に、災害の規模が大きいほど、既存施設は人の避難所や仮設住宅として優先的に使用される可能性があることから、ますます厳しくなることが予想される。そのため、動物救護施設の設置候補地は、ライフライン等も含め、あらかじめ関係機関等と調整して、選定しておくことが望ましい。

動物救護施設の形態

●既存の施設を利用した例

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、仙台市動物管理センターや動物病院などの既存の施設で負傷動物や逸走動物の保護・収容を行ったため、新たな動物救護施設の設置にまでは至らなかった。



仙台市動物管理センター

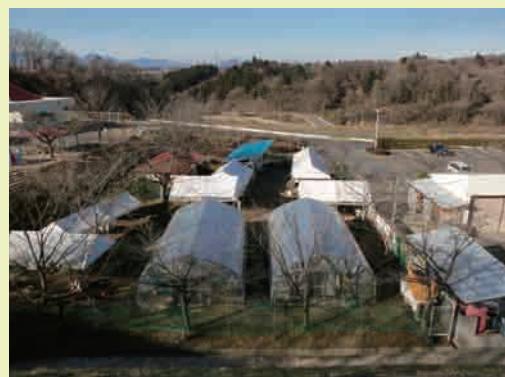


動物救護施設の形態

●既存施設の敷地内に設置した例

宮城県（東日本大震災）

宮城県では、宮城県動物愛護センター敷地内のドッグランの場所に、新たに県災害動物保護センターを設置し、保護された動物の収容を行った。



宮城県災害動物保護センター

●新たに場所を選定し設置した例

いわき市（東日本大震災）

いわき市では、民有地を借りり上げ、いわき市ペット保護センターを設置した。他市から避難した被災者のペットも受け入れ、飼育管理は飼い主とボランティアにより実施している。



いわき市ペット保護センター

3

災害発生時の動物救護対策

1 初動対応

(1) ペット同行避難者等への対応

避難指示が出された際に都道府県等は、避難誘導を行う市区町村担当部署と連携して、ペットの飼い主に対して、人の安全を確保した上で、ペットを連れて避難するよう呼びかけ等を行う。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受

け入れ可の避難所への避難指示についても可能な限り行う。

避難所に避難してきたペット同行避難者に対し、避難所管理者等は、ペットの飼育場所、飼育ルール等について指導を行う。

(2) 現地動物救護本部等の設置及び初動対応

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況等を勘案して、自治体・地方獣医師会等が現地動物救護本部等設置の要否を判断する。現地動

物救護本部等の構成団体（自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等）は、連携して動物救護活動を実施する。

◆ 現地動物救護本部等の設置及び初動対応の例

- 現地動物救護本部等の設置
- 被災状況、避難状況等の情報収集
- 備蓄品の配布や救援物資の受け入れ準備
- 緊急災害時動物救援本部等への支援要請
- 避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請
- ボランティアの募集
- 義援金の募集

► 現地動物救護本部等の設置

現地動物救護本部等を設置した場合、自治体または現地動物救護本部長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ決めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる（現地動物救護本部等設置要綱に関連する様式は、資料2を参照）。



仙台市被災動物救護対策本部の看板

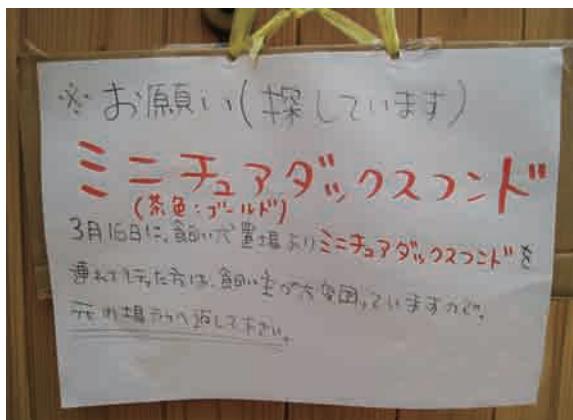
► 被災状況、避難状況等の情報収集

現地動物救護本部等は、被災市区町村や災害対策本部等から被災状況や避難所の設置の有無、数、場所等の設置状況を確認するとともに、

各避難所でのペット同行避難者の避難状況等の情報収集を行う。その際、緊急連絡網も活用し、できる限りの情報収集に努めるものとする。



避難所での情報掲示板（岩手県県南地域）
迷子動物やペットの支援に関する情報なども掲示されている



▶ 備蓄品の配布や救援物資の受け入れ準備

平常時より、自治体が設置している動物愛護センター、保健所等に配備したペットフード等の備蓄品の保管状況を確認し、避難所等への配布計画を立てる。また、構成団体等と連携を図りながら得られた情報をもとに、必要に応じた分配を行う。



救援物資（仙台市動物管理センター）

また、災害対応が長期化するおそれがある場合は、あらかじめ検討しておいた、届いた物資の保管場所、中継地点の確保、輸送方法等を参考に、救援物資の募集、受け入れ準備を行う。



避難所への配布（岩手県獣医師会）

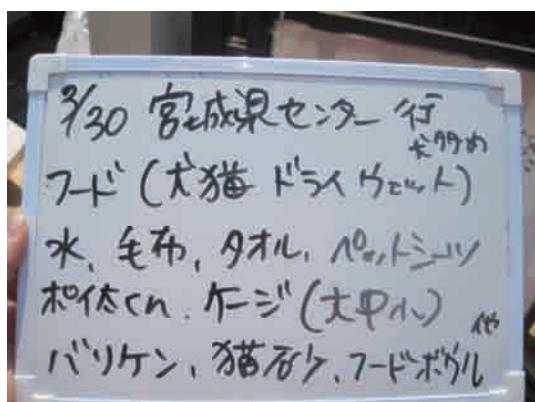
▶ 緊急災害時動物救援本部への支援要請

自治体や現地動物救護本部等は、緊急災害時動物救援本部への支援要請を行う。支援要請に当たっては、被災動物の種類・数及び被災状況と必要な物資の種類・量等をある程度把握しておくことが望ましい。発災後の混乱で情報収集が進んでいない



緊急災害時動物救援本部による救援物資の発送作業

場合は、優先順位の高いものや不足が予想されるものを整理し、緊急災害時動物救援本部に要請するとともに、速やかに、情報収集体制を整える。また、物資支援等の内容について飼い主をはじめとした住民への周知を図る。



▶ 避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請

自治体や現地動物救護本部等は、被災動物の治療が必要な場合、地方獣医師会に獣医師の派遣を、避難所の数や被災動物が多い場合には構成団体等にボランティアの派遣を協



避難所での訪問診断（岩手県獣医師会）

力要請する。

協力要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リスト等を把握した上で行う。



避難所でのペット健康相談（郡山市獣医師会）

▶ ボランティアの募集

自治体や現地動物救護本部等は、独自にボランティア登録制度を設けている場合、登録リストを基に登録者に協力要請を行う。

ボランティアを募集する場合は、協力が必要な活動内容、必要な人材とその人数、活動場所・期間等を整理し、募集を開始する。

動物愛護団体等の民間団体が動物救護活動を行う場合も、可能な限り、自治体や現地動物救護本部等が募集するボランティアに登録するよう、呼びかける。



動物救護施設におけるボランティアミーティング（福島県）

▶ 義援金の募集

自治体や現地動物救護本部等は、災害の規模、被災状況、動物の被災状況等を考慮して、活動開始後必要に応じて義援金の募集を開始する。

これまでの災害での事例

福島県

- 福島県動物救護本部では、義援金募集の公告の他に、PRを兼ねた貯金箱の飾りをウェブサイトで提供している。
- 被災した南相馬市の障害者支援施設と提携し、障害者支援施設で作成されたチャリティー缶バッジを販売している。売り上げは障害者支援と被災動物の飼育に係る費用の双方に充当する。



使い方例



義援金募集等の公告（左上）とPRを兼ねた貯金箱（右上・下）
(福島県動物救護本部)

集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。義援金の使途は、必ず、ウェブサイト等で公表する。

2 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育

(1) 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ

ペット同行避難者が避難してきた後は、決められた飼育場所で、飼い主自身が飼育管理を行うことが原則となる。

様々な人やペットが共同生活を送る避難所においては、ペットに起因

したトラブルが発生しないよう、まずは飼い主が適正な飼育に努めることが重要であり、避難所の管理者等や現地動物救護本部等は、その適正飼育を支援する。

◆ 避難所におけるペット同行避難者の受け入れのための対応例

- 避難所におけるペットの飼育方法の決定
- 避難所でのペットの適正飼育の指導
- 動物相談窓口の設置及び運営
- 必要な物資の支援
- ボランティアの受け入れ、配置、役割分担
- 獣医師によるペットの健康チェック

▶ 避難所におけるペットの飼育方法の決定

避難所の管理者等や現地動物救護本部等は、避難所の形態、ペット同行避難者及びペットの数、季節・気候等を考慮して、避難所（避難所敷地内）におけるペットの飼育スペースや飼育方法を決定する。

飼育スペースの決定に当たっては、ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮すること

で、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となる。

また、犬は集団になると連鎖して吠える習性を持つが、その状況下に限らず、犬と猫等の動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、犬と猫等の動物は区分して飼育できることが望ましい。

避難所における対応事例（人とペットの居住場所を区別する方法）

人とペットの居住場所を区別する方法としては、「避難所内的一角をペット飼育用スペースとする方法」や、「避難所敷地内にプレハブ等を設置してペット飼育用スペースとする方法」等がある。

埼玉県（東日本大震災）

埼玉県加須市では、「旧騎西高校」を避難所として、福島県双葉町の住民約1,400人を受け入れた。動物愛護団体、動物愛護推進員、双葉町役場関係者、加須市及び埼玉県の連携により、敷地内の弓道場を利用してペット専用の飼育施設を設置したほか、動物愛護団体の善意により施設内にエアコンが整備された。

双葉町から旧騎西高校への避難状況

	H23.4.5	H24.1.13	H25.1.16
避難者数(人)	1,415	599	146
弓道場避難ペット(犬)	12	4	2
弓道場避難ペット(猫)	2	2	1

※弓道場は、冷暖房完備され、飼育環境について不足なし。現在、自主運営組織で管理している。



「旧騎西高校」敷地内の弓道場を利用したペット専用の飼育施設

避難所における対応事例（人とペットの居住場所を区別する方法）

新潟県（東日本大震災）

- 新潟市西総合スポーツセンターのゲートボール場をペット用避難施設として利用した。
- ペット飼育スペースを区分し、ペット用避難施設の設置、犬の係留、ケージ内飼育、飼育環境の清掃等を飼育条件としてすることで、ペットを飼育していない避難者のストレスにならないよう配慮した。



新潟市避難所のペット用避難施設（新潟市西総合スポーツセンター）

避難所における対応事例（人とペットの居住場所を区別する方法）

郡山市（東日本大震災）

郡山市では、避難所敷地内にペット専用施設を建設し、人と動物のスペースを区分することにより、ペットと一緒に生活したい飼い主とペットを飼育していない避難者の双方に配慮した。



避難所のペット収容施設（郡山市）

避難所における対応事例（飼育者と非飼育者との空間的区分）

いわき市（東日本大震災）

スペースの確保できる避難所（学校の教室など）では、ペット飼育者と非飼育者の生活スペースを教室毎に分ける等の区分を行った。

大船渡市（東日本大震災）

ペットと避難者が同じ空間で生活する体育館等の避難所では、非飼育者からペットの臭い、鳴き声、被毛の洗濯物への付着に関する苦情があった。そのため、避難所内に仕切り板を設置し、飼育者と非飼育者の住み分けを行った。また、ドーム型テントを利用して生活スペースを空間的に区分する等の対応を行った。



避難所の状況（大船渡市）

これまでの災害での事例

<車中避難について>

これまでの災害では、避難所にペットを入れられないため、自家用車の中で人とペットと一緒に生活する事例もみられた。車内のように狭い空間で長時間じっとしていると、人が「エコノミークラス症候群」になる危険性があったり、夏の場合は、人もペットも「熱中症」になるおそれがあるため、十分に注意が必要である。

▶ 避難所でのペットの適正飼育の指導

避難所でのペット飼育に起因した苦情やトラブルの原因として、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置等が挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むため、飼い主自身が適正飼育に努めるとともに、避難所の管理者等や現地動物救護本部等及びボランティアが連携して、飼育ルールや衛生管理方法等について飼い主への指導を行う。

飼い主は「飼い主の会」を立ち上げるなどして、飼い主相互に協力して、飼育スペースの衛生管理や、ペットの適正な飼育を行うよう促す。

また、避難所の管理者等または現地動物救護本部等は、避難所での飼育動物の受付簿等を作成し、飼育状況を管理することが望ましい。(受付に関連する様式は資料3～4を参照)。

避難所における対応事例（ルール・マナー作り）

岩手県（東日本大震災）

ペット飼育者の多い避難所では、飼育していない避難者からも理解されるペット飼育体制を確保するため、「飼い主の会」を設立し各飼育者が役割を分担した事例もあった。

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、飼育者向けの避難所における飼育ルールを配布した。

東日本大震災発生により、
 (社)仙台市獣医師会・NPO法人エーキューブ・NPOハート to ハート・市
 の4者により仙台市被災動物救護対策臨時本部が3月25日に立ち上がり、
 5月10日には正式な本部となりました。
 今後も様々な形で被災動物の救護活動を実施します。

避難所や仮設住宅での飼い主のルールについて

この度の東日本大震災において被災された動物の飼い主にとって、非常事態であるからこそ、家族の一員である動物と一緒に暮らし続けることは、愈しを貢い心の支えとなり、大切なことであると思います。
 しかし、避難所や仮設住宅での暮らしは限られたスペースでの協働生活であり、動物の飼い主と飼育していない人の相互理解が必要です。
 動物の苦手な方やアレルギーを持っていらっしゃる方のことも配慮し、人と動物が少しでも気持ちよく過ごせる様に次のことを守って下さい。

1 動物は決められた場所で、ケージ等で飼育しましょう！
 ・決められた場所で、ケージに入れるか、離れないように支柱に繋ぎ止めて飼育管理して下さい。猫も絶対に外に放さないで下さい。
 ・咬む恐れのある子はその旨の注意書きが必要です。
 *ケージは無料で貸し出します。リード・首輪等無料配布します。

2 散歩時は、必ずリードを装着して、排泄の後始末は速やかに徹底的に！



犬は、県条例で放し飼いが禁止されています。猫も可能であれば、首輪・リードに慣れしておくと便利です。又、ウンチやオシッコの後始末は飼い主の責任できちんと行って下さい。
 *糞の後始末袋・ペットシーツ・消臭剤等無料で配布します。

3 所有者の明示をしましょう！
 動物には首輪を付け、飼い主の氏名と連絡先を書いた迷子札・鑑札・注射済み票など身元がわかるものを必ず着けましょう。



4 衛生管理を徹底しましょう

- ・定時の給餌・給水・後片付けを徹底して下さい
- ・動物の体・ケージ内を清潔に保って下さい
- *ペットシーツ・トイレ砂・シャンプー・消毒薬等無料配布します

5 専門家のサポートを受けましょう

動物の体調不良・負傷・飼い方やしつけなど（社）仙台市獣医師会の担当獣医師にご相談下さい。
 *健康診断・ワクチン接種・寄生虫予防など様々な支援サービスが受けられます

6 飼育者のグループをつくるて話し合いましょう

動物飼育者で構成するグループを作っておきましょう。
 仲間の相談を受けるだけでなく、動物を飼っていない方からの相談窓口にもなり、不安解消にも役立ちます。
 グループについては NPO 法人エーキューブ ができる範囲でサポートします。



仙台市被災動物救護対策本部

(社)仙台市獣医師会
 NPO 法人エーキューブ
 NPOハート to ハート
 仙台市動物管理センター

(仙台市宮城野区扇町 6-3-3)
 Tel:022-258-1626
 Tel:022-387-5225

一緒に乗り切ろうとするときには、人も動物もがんばれると思います。

避難所での飼育ルール（仙台市）

► 動物相談窓口の設置及び運営

自治体等は、避難所を巡回する以外に、被災動物に関する支援を行う相談窓口を設置する場合は、避難住民が支援を求める場合の連絡先や

支援内容を避難所等に掲示する。相談窓口は、避難所内に短期間設置するなどしてもよい。(相談受付に関連する様式は資料5～6を参照)。

◆ 動物相談窓口における対応例

- ペット飼育用品等の救援物資の配布
- ペットの飼育方法、衛生管理方法等に関する助言
- 治療等が必要なペットへの対応
- ワクチン接種、健康管理等の実施
- 行方不明動物の届出受付、行方不明動物の情報収集及び情報提供



避難所における動物の健康相談（郡山市獣医師会）

避難所における対応事例（相談窓口の設置）

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部では、ペットの保護（一時預かり）や行方不明動物の照会に関する連絡先、震災でケガをしたペットの治療についてなどの様々な相談窓口となる連絡先を記載したチラシを作成し、各避難所に配布した。



動物に関する相談はこちらまで



岩手県獣医師会、各愛護団体、岩手県では『岩手県災害時動物救護本部』を立上げ、次の支援をしています。動物に関して困ったことがあれば最寄の窓口までお気軽にご相談ください。

○被災動物保護活動

各保健所(広域振興局の保健福祉環境部等)では、相談窓口を開設し、動物の保護（一時預かり）、行方不明動物情報の照会等のご相談に応じています。

相談窓口 県北広域振興局保健福祉環境部（久慈） 0194-53-4987（内線249）
沿岸広域振興局保健福祉環境部（釜石） 0193-25-2702（内線246）
宮古保健福祉環境センター 0193-64-2218（内線231）
大船渡保健福祉環境センター 0192-27-9913（内線243）
この他、県内各広域振興局の保健福祉環境部等で相談を受け付けています。

○被災動物医療活動

震災でケガをした動物の治療の他、被災動物に関する各種相談を受け付けています。

相談窓口 岩手県災害時動物救護本部・岩手県獣医師会 019-651-●●●●

被災動物等の拠点動物病院

(久慈地域)

- ・ ■■■動物病院 0194-61-●●●● 久慈市新井田
- ・ ■■■獣医科医院 0194-52-●●●● 久慈市湊町
- ・ 動物病院 ■■■ 0194-53-●●●● 久慈市荒町

(宮古地域)

- ・ ■■■動物病院 0193-64-●●●● 宮古市宮町
- ・ ■■■動物病院 0193-67-●●●● 宮古市津ヶ石

(釜石地域)

- ・ ■■■動物病院 0193-23-●●●● 釜石市野田町
- ・ ■■■どうぶつ病院 0193-25-●●●● 釜石市中妻町

(大船渡・陸前高田地域)

- ・ ■■■どうぶつ病院 0192-21-●●●● 大船渡市赤崎町

・ 遠野市、一関市、奥州市の動物病院が対応



○被災動物支援活動

被災動物のための餌（フード）、ケージ等の動物用資材について相談を受け付けます。

相談窓口 岩手県災害時動物救護本部 019-651-●●●●

【被災動物相談窓口】

- ・ 岩手県災害時動物救護本部（事務局：岩手県獣医師 019-651-●●●●）
- ・ 岩手県環境生活部県民くらしの安全課 019-629-5322

【岩手県災害時動物救護本部】

▶ 必要な物資の支援

避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフード等だけでは不足する。自治体や現地動物救護本部等は、避難所への定期的な巡回、または避難所管理者等から定期的

な情報収集を行うことにより、各避難所で必要な救援物資を把握し、その確保に努める（救援物資の中で、役立ったもの、不足したものの例はp.105 を参照）。

避難所における対応事例（物資の配分）

岩手県（東日本大震災）

物資の配布に関しては、ペット飼育者が多い避難所で、避難所管理者ではなく飼育者の一人が調整役となり、広域振興局保健福祉環境部・センターからの物資配布の窓口になった事例もあった。

また、ペットを飼育している自宅避難者同士でネットワークができた地域では、希望物品を取りまとめて、直接、広域振興局保健福祉環境部・センターに取りに来る等、効率的に物資を提供できる体制が構築された。

▶ ボランティアの受け入れ、配置、役割分担

自治体や現地動物救護本部等は、避難所における支援にボランティアの協力を求める場合は、避難所での

活動内容を明確にした上で募集し、ボランティアの配置及び役割の指示を行う。

▶ 獣医師によるペットの健康チェック

被災したペットは体調を崩すことが多い。また被災住民は獣医師の診察を受けることが難しい。このため、自治体や現地動物救護本部等は、避

難所等で獣医師による健康チェックを受けられるように配慮することが望ましい。

(2) 仮設住宅におけるペットとの同居

飼い主とペットが一緒にいられることは、避難生活の中で、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考える。

しかしながら、仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼育している人と飼育していない人の相互理解が不可欠である。

仮設住宅でのペットの同居においても、避難所と同様に人とペットと

の距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出ることが予想されるため、仮設住宅でペットを飼うルールを徹底し、お互いの共通理解を構築する必要がある。そのために、仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、仮設住宅におけるペット飼育のルール作りや、飼い主に対する適正な飼育の指導や支援を実施する必要がある。

◆ 仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れのための対応例

- 仮設住宅におけるペットの飼育方法の決定
- 仮設住宅でのペット飼育ルールについて
- 仮設住宅でのペットの適正飼育の指導
- 必要な物資の支援
- ボランティアの受け入れ、配置、役割分担

▶ 仮設住宅におけるペットの飼育方法の決定

仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、仮設住宅の状況(形態・立地場所・地域数)、ペット同行避難者及びペットの種類・数・飼育形

態等地域の状況を考慮して、仮設住宅におけるペットの飼育方法を決定する。

仮設住宅における対応事例（市町村への要請文の発出）

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は沿岸被災 12 市町村あてに、ペット同行者への対応について、仮設住宅での飼育を許可する環境を整えるよう要請文を発出した。なお震災前に、岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には避難所でのペット飼育について記載しており、基本的に飼育出来ることが前提であったため、要請文が出しやすかった。



仮設住宅での飼育状況（岩手県）

仮設住宅における対応事例（関係部署との連携）

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、仮設住宅担当課との連携により、仮設住宅でペットの飼育を希望する方の情報入手が可能となった。そのため、入居説明会であらかじめペット飼育について説明することが出来た。

仮設住宅における対応事例 (仮設住宅の近隣にペット専用飼育施設を設ける方法)

仮設住宅の近隣にペット専用飼育施設を設ける方法は、人の居住するスペースとペットを飼育するスペースを区分することができ、トラブルが起こりにくくなる。なお、ペット専用飼育施設は、飼い主同士が協力して管理運営を行い、ペットの適正な飼育と衛生管理を行うことが必要である。

福島県獣医師会（東日本大震災）

福島県獣医師会では、民間企業の協力により、郡山市（ビックパレットふくしま）に設置された仮設住宅に近接してペット飼育用施設を設置した。



仮設住宅に近接してペット飼育用施設（郡山市）

仮設住宅における対応事例（飼育者と非飼育者の空間的区分）

仮設住宅の入居者を割り振る際に、あらかじめ飼育者と非飼育者で居住区域を区分する方法である。一つの居住区域内で、飼育者と非飼育者を区分する方法もある。

福島県浪江町（東日本大震災）

浪江町では、他の住民とのトラブルの防止を目的として、ペットを同居してよい仮設住宅の区画を用意し、ペット飼育者にはそのエリア内の仮設住宅を案内した。（ただし設計上特別な物は無く、通常の住宅と同様の設計となっている。）

福島県新地町（東日本大震災）

新地町では、仮設住宅の建設の際に、被災者がペットと同居できるように設計した。外にもペットブースが有る。



仮設住宅において飼育者と非飼育者で居住区域を区分した例（福島県豊田町）

▶ 仮設住宅でのペット飼育ルールについて

仮設住宅でのペット飼育ルールは、基本的には仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地動物救護本部等の助言を入れて決定するが、住民同士の話し合いで飼育方法を決める場合もある。

具体的なルール作りにあたり室内飼いのみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、仮設住宅の立地状況、地域における飼育状

況、住民の理解等を考慮する必要がある。飼育ルールで多い事例は、「原則として室内飼い」とする方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するためには、室内ではケージ飼いを勧めるとよい。ただし、ケージ飼いがしにくい大型犬や元々室外飼育をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

仮設住宅における対応事例（ルール・マナー作り等）

岩手県（東日本大震災）

岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には、「ペットを飼う場合は室内飼育を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」と記載されている。



仮設住宅での飼育の様子

仮設住宅における対応事例（ルール・マナー作り等）

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、プレハブ仮設住宅でペットを飼育する飼い主に対して、「仮設住宅におけるペット飼育ルール」を配布した。



プレハブ仮設住宅での飼育の様子

また、プレハブ仮設住宅におけるペットの飼育状況の把握と飼い主を支援するために、「仮設住宅におけるペット飼育届け」をペット飼育者に提出してもらい、提出した飼い主には各種予防接種・寄生虫予防・健康診断等の支援を受けられる「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布した。

プロフィール	
名前:	
生年月日:	年 月 日
種類:	犬・猫
品種:	
性別:	オス・メス
不妊手術:	済・未
毛色:	
特徴:	
主治医（かかりつけ病院）	
●ここには写真を貼って下さい。	
飼育者氏名:	
仮設住宅住所:	
TEL:	西番:
マイクロチップ挿入記録	
挿入日:	年 月 日
マイクロチップNo.:	
バーコード貼付欄	

ノミ・マダニ予防の記録

■ 接種日 年 月 日

登録番号(医療機関名)

●シール貼付欄

犬・猫の混合ワクチン接種の記録

■ 接種日 年 月 日

登録番号(医療機関名)

注射内容番号

狂犬病ワクチン接種の記録

■ 接種日 年 月 日

登録番号(医療機関名)

注射内容番号

犬のフィラリア予防の記録

■ 接種日 年 月 日

登録番号(医療機関名)

注射内容番号

この手帳の有効期限は発行後1年です。施行日:

●手帳番号:



どうぶつと家族を結ぶ手帳

ペットの飼育が多いプレハブ仮設住宅では「ペットの会」が立ち上がり、ペット飼育者のマナーアップ講座やしつけ教室を開催した。また、飼い主によるプレハブ仮設住宅周辺の犬の糞拾い運動を実施していた仮設住宅もある。

仮設住宅でのペットの適正飼育の指導

仮設住宅でのペット飼育に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置等が挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正飼育することが必要である。

飼い主は「飼い主の会」を立ち上げるなどして、相互に協力して、動物の

適正な飼育管理や衛生管理を行う。

仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等及びボランティアが連携して、飼育ルールや衛生管理方法等について飼い主への指導を行うものとする。

また、仮設住宅の管理者または現地動物救護本部等は、仮設住宅でのペットの飼育状況を把握する。

仮設住宅における対応事例（適正飼育の指導）

新潟県（新潟県中越沖地震）

新潟県では、仮設住宅でペットを飼育する住民に向けて、飼育状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査の実施、予防注射の無料接種券の配布、飼育に係る注意事項を説明したチラシを配布する等情報収集や情報提供を行った。

新潟県中越沖地震動物救済本部 H19.8

仮設住宅に入居される皆様へ

仮設住宅で動物を飼育する場合、1世帯の占有スペースが小さく、鳴き声やニオイによる苦情が出ることが予想されます。家族の一員である動物との暮らしをよりよいものにするために、以下の点を守りましょう。

- 室内飼育を原則とすること**

やむを得ず屋外で飼育場合は、できるだけ近隣に迷惑のかからない場所を選んで保管し、近隣との十分な意思の疎通を図りましょう。
特に、犬を散歩などで外に連れ出す時は、必ずリード（引き綱）をつけ、放し飼いにしないでください。また、犬の糞の放置はトラブルの原因となるので、持ち帰りましょう。
★室内で飼育するためのケージ等貸し出しを行っています。
- 感染症の発生を防止すること**

ひとたび感染症が発生すると広がりやすい状況ですので、ご自分のペットが感染源にならないよう、また感染症にかかるないようにワクチン接種を受けてください。
★ワクチン接種は、新潟県獣医師会の獣医師が仮設住宅を巡回する際に無料で受けることができます（事前申し込みが必要、日時は後日ご連絡します）。
また、かかりつけの動物病院やお近くの動物病院でもワクチン接種することができます（有料）
- 繁殖を制限すること**

動物の密度が高くなることから、強い生殖行動（大きな鳴き声、尿のスプレー行動など）を行ふことも考えられるので、できる限り不妊・去勢手術を行うことが望まれます。手術等については、かかりつけの動物病院へご相談ください。
- 所有者を明示すること**

脱出する場合もあるので、首輪などをつけて、飼い主の氏名と連絡先を明示しましょう。飼い主がはつきりわかることで、動物を飼育していない人も安心でき、理解を得やすくなります。

ご相談はこちらまで！

動物のしつけや飼い方などのご相談は、下記で受け付けています。
また、必要な飼育物品等もお貸しできますので、お気軽にご相談ください。

中越動物保護管理センター（長岡市柿町字増沢 1574-1子）電話／0258-34-1416
柏崎保健所衛生環境課（柏崎市鏡町11-9）電話／0257-22-4180

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射無料接種券の送付について

伝染病予防ワクチンの無料接種を希望される方は、下記の**伝染病予防注射申込書**に必要事項をご記入のうえ、この申込書を持参し、長岡市内および柿尾市内の**動物病院で接種を受けてください**（**伝染病予防注射無料接種券は12月中のみの実施**となりますのでご注意ください）。

新潟県動物愛護協会中越支部事務局
長岡市柿町字増沢 1574 Tel 34-1416

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射申込書

（平成16年12月末日まで有効）

氏名	(ペット：犬・猫)
住所	長岡市
電話番号	

▶ 必要な物資の支援

仮設住宅でのペットの室内飼いを進めていくためには、室内でペットが落ち着けるスペースを作る必要がある。

仮設住宅でのペット飼育についても、飼い主自身の責任で必要な物資

をそろえる必要があるが、ケージ等を調達できない飼い主のために、自治体や現地動物救護本部等は、ケージ等の貸し出し等の支援を行う。

仮設住宅における対応事例（ケージ等の貸し出し等の支援）

新潟県（新潟県中越地震）

新潟県中越大震災動物救済本部では、市町村の災害対策本部長に「仮設住宅における動物飼育」に関する要請文書を送るとともに、仮設住宅で動物を飼育する住民に向けて、飼育状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査を実施し、予防注射の無料接種券の配布、ケージやサークル等の無償貸与を行った。

回観

仮設住宅で動物を飼育する皆様へ
平成16年12月

新潟県獣医師会中越支部と新潟県動物愛護協会中越支部では、市町村からの依頼を受け、仮設住宅でペットと一緒に暮らす皆様への支援活動に参加させていただきましたこととなりました。

つきましては、皆様のご要望をお聞かせ願いたいので、添付のアンケートにお答えいただき、真中で切り離してアンケートのみ市町村の担当にご提出ください。

「動物飼育ケージ等」の貸し出しを希望される方は、あらかじめ、動物愛護協会中越支部事務局に電話でお申込のうえ、同事務局まで用品を受け取りに来て下さい。

なお、新潟県獣医師会では、12月中に限り、仮設住宅で飼育するペットの伝染病予防注射無料接種を実施します。

予防接種を希望される方は、添付用紙右側の受診券上段に氏名・住所・電話番号をご記入のうえ、受診券と引き換えに長岡市内または柏尾市内の動物病院にて受けてください。

なお、受診券の有効期間は、12月末日までですのでご注意ください。

新潟県動物愛護協会中越支部事務局
長岡市柿町字増沢1574 Tel 34-1416

仮設住宅で動物を飼育する住民向けのアンケートの案内

▶ ボランティアの受け入れ、配置、役割分担

仮設住宅における支援にボランティアの協力を求める場合は、仮設住宅での活動内容を明確にした上



仮設住宅での動物訪問診療風景（岩手県獣医師会）

で、ボランティアを受け入れ、配置及び役割の指示を行う。



3 保護が必要な動物への対応

災害発生時には、ペットが負傷することや飼い主が被災するなどでペットとはぐれてしまうことが想定される。

負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う必要がある。

また、放浪動物の保護は、人及びその財産への危害防止の観点からも重要である。

こうした措置や飼い主からの一時的な預かり、飼い主への返還などについては、自治体等や現地動物救護本部等が中心となって実施する。

◆ 主な対応例

- 負傷動物の救護
- 放浪動物の保護・収容
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 飼い主への返還
- 新しい飼い主への譲渡

(1) 負傷動物の救護

自治体や現地動物救護本部等は、負傷しているペットを保護・収容し、必要な応急治療を行う。

負傷動物は、基本的に自治体等の動物救護施設に保護・収容するが、

重症の場合や長期の治療が必要となる場合は、地方獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・収容する。

負傷動物の救護対応事例

岩手県（東日本大震災）

震災直後に保護すべきペットが増加したが、公的施設の収容頭数に限りがあったこと、またペットの受け入れが可能な民間ボランティア施設が少なくかつ被災地から離れた内陸部に位置していたことから、被災地の動物病院を一時的な保護収容施設として活用した。

県動物救護本部は動物病院に多数のペットが保護され、動物病院の本来の機能である負傷動物の治療等に支障をきたさないように調整した。



拠点動物病院での一時保護動物（岩手県宮古市）

(2) 放浪動物の保護・収容

自治体や現地動物救護本部等は、飼い主からはぐれたペットが被災地等に取り残された場合、動物の愛護、人への危害の防止及び生活環境の保全の観点から、保護・収容等を実施する。

ペットが原子力災害などにより設定された立入り制限区域内に取り残された場合は、保護依頼のあった飼い主から当該動物がいる可能性のある場所を聴き取るとともに、立入り許可権限を有する自治体の担当部署と動物救護目的の立入りに関する調整を行う。許可が得られれば、保護活動従事者の安全を確保することを優先

しながら、保護・収容等を実施する。

放浪動物を保護・収容する際には、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水も必要となる。捕獲器の設置にあたってはペットの安全性に充分配慮し、設置場所、回収時間等について慎重に検討する。放浪動物が保護できた際には、飼い主に対し保護した者の連絡先等が記載された保護カードを残すなどの措置を講じ、飼い主への返還を進める。

保護したペットは、動物救護施設において収容するが、衰弱が激しい場合などは協力動物病院へ搬送する。

◎保護カードの記載事例

犬の場合

- 保護した場所
- 犬のサイズ
- 犬の種類
- 保護時の首輪・服の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 行政・警察への届出の有無
- その他の情報

猫の場合

- 保護した場所
- 猫の種類
- 保護時の首輪の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 行政・警察への届出の有無
- その他の情報

放浪動物の保護・収容にかかる対応事例 (警戒区域内における放浪犬猫の保護活動について)

福島県（東日本大震災）

- ▶ 福島県独自の保護活動
 - 人による保護
 - 放射線のスクリーニング検査実施
 - 各保健福祉事務所捕獲車によりシェルターに移送
- ▶ 住民の一時帰宅に合わせたペットの保護活動（環境省及び福島県）
 - 住民が一時帰宅した際に、係留あるいはキャリーケース等に収容したペットの回収
 - 放射線のスクリーニング検査実施
 - 各保健福祉事務所捕獲車等によりシェルターに移送
- ▶ 一斉保護（環境省及び福島県、他自治体の協力）
 - 捕獲箱を使用した保護活動
 - 放射線のスクリーニング検査実施
 - 捕獲車等によりシェルターに移送



警戒区域内における保護活動の状況



保護個体のスクリーニング



シェルターへの移送

(3) 飼い主からの依頼に基づく一時預かり

自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼育することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設での受け入れや、動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた一時預かり体制を確保する。

ペットを受け入れる際には個体識別措置を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う必要がある。

ある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活は多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。

飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受け入れ準備状況や意思確認を行う（一時預かりに関連する様式は、資料7～9を参照）。

飼い主からの依頼に基づく一時預かりの事例

東京都（東日本大震災）

- 一時預かり動物については、飼い主に対して、アンケートにより今後どうするのかを聞き取った（回答期限を設けて実施）。
なお、一時預かりを行う際に、預かり期間には限度があることを十分に説明した。
- 契約更新時に、飼い主の飼育継続に係る意思確認を実施した。

(4) 飼い主への返還

自治体や現地動物救護本部等は、飼い主不明で保護されたペットを、元の飼い主に返還するために、保護動物に関する情報を積極的に公表する。

広く情報提供ができるウェブサイトを活用することは効果的だが、避難所や仮設住宅で生活する避難者の中にはインターネットを活用できる環境がない場合もあることから、

避難所や仮設住宅の掲示板や回覧板も活用するとよい。

できるだけ元の飼い主に返還するため、災害時には自治体は通常よりも長い期間公示を行う場合が多い（約2週間～1か月程度）。返還の際には取り違い等が起こらないよう確認体制が必要である（返還に関する様式は、資料10を参照）。

飼い主への返還の事例

●飼い主探しの事例

仙台市（東日本大震災）

仙台市では発災当初、保護しているペットの情報を紙に手書きし、避難所に掲示して対応した。

また、避難所に掲示した紙には書き込みスペースを作り、被災者の情報を収集出来るようにし、保護された動物を早く飼い主の元に返すよう努力した。



掲示された迷子動物の情報（仙台市）

●飼い主への意思確認の事例

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部では、動物救護施設で一時預かりしているペットについて、預かり期間が長期化している飼い主に電話で今後の飼育に関する意思確認を行った。その際には、ペットの様子や病状を報告すると共に、預かり期間に限度があること、今後、飼い主が飼育することが難しい状況であれば、所有権放棄について説明した。

(5) 新しい飼い主への譲渡

自治体や現地動物救護本部等は、保護したペットのうち、公示手続き等を経て所有者が明らかにならなかったペットや、飼い主が所有権を放棄したペットは、新たな飼い主を募集し、譲渡する。

譲渡を行う場合には、適正な飼育管理を行える飼育環境かどうか譲り受け希望者に確認を取るとともに、飼育環境が譲渡対象動物に適している

かどうか判断する。

また、譲渡後に所有者が判明した場合等を考慮して、新たな飼い主等に対し本譲渡の趣旨等について十分理解を得る等の的確な譲渡手続きを行う必要がある。さらに、譲渡先での適正な飼育の確認・相談等に備えて、関係行政機関との連携等が重要になる（譲渡に関連する様式は、資料11～12を参照）。

新しい飼い主への譲渡の事例（譲渡までの手続き）

福島県（東日本大震災）

福島県では、譲り受け申し込み書および譲渡対象者等確認票を提出された方の中から厳正な審査を行い、審査に通った方のみにマッチング等の日程を連絡している。



新しい飼い主への譲渡の事例（譲渡会）

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、震災後早くから、仙台市動物管理センターへ収容された動物の譲渡会を開催し、全国の方から関心を集めた。その結果、全国の個人や団体にも適正な譲渡ができ、センター収容動物数も過密にならず、新たなシェルター設置に到らなかった。



譲渡会の様子（仙台市）

新しい飼い主への譲渡の事例（情報提供）

東京都（東日本大震災）

譲渡の推進については、都動物救援本部ウェブサイト、都動物救援本部構成団体による広報媒体等により周知した。（その他、マスコミによる報道など）

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部は、同本部のウェブサイトから、譲渡対象動物の情報を発信するとともに、ポスターによる情報の掲示を行っている。

福島県動物救護本部→ <http://www.fuku-kyugo-honbu.org/>

The screenshot shows the homepage of the Fukushima Prefecture Animal Welfare Headquarters. The main banner features two animals: a dog and a cat. The text on the banner reads: "被災したペット達が新しい家族を待っています！" (Disaster-affected pets are waiting for new families!). Below the banner, there are two photos of animals: a black and white dog and a brown and white cat. To the right of the photos, there is text indicating the number of animals available for adoption: "平成25年3月24日現在の犬の収容頭数は55頭です。" (As of March 24, 2013, there are 55 dogs in custody) and "平成25年3月24日現在の猫の収容頭数は226頭です。" (As of March 24, 2013, there are 226 cats in custody). Further down the page, there is a section titled "条件が整い、新しい家族として迎えてくださる方は、お申込み~引き受けまでの手順『家族になるまで』を参考にお申込みください。" (If you have the conditions and would like to welcome a new family, please refer to the procedure "How to become a family" for reference when applying). At the bottom left, there is a list of "譲渡の条件" (Conditions for transfer):

1. 福島市内の引き渡し場所まで来られる方であること
2. 成人の方であること
3. 飼育するにあたり、同居する家族の同意が得られていること
4. 飼養環境が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼養が承認されていること
5. 犬猫病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律などの関係法令を遵守し、

On the right side of the page, there is a sidebar with links such as "最新情報" (Latest Information), "被災ペットの保護状況はこちらへ" (Check here for the status of disaster-affected pets), and "ボランティア随時募集中" (Volunteers needed at all times). There is also a message from the chairman: "チャリティー面(ソシル)申込みを4月1日(月)から5月6日(月)まで一時お休みさせていただいております。大変申し訳ありませんが、5月7日(火)より再開させていただきます。" (Charity面 (Sosiru) application period is suspended from April 1st (Monday) to May 6th (Monday). We apologize for any inconvenience, but we will resume operations from May 7th (Tuesday)). Below this message, there is a photo of supplies and a note: "譲かいご支援本当にありがとうございます。支援からいた" (Thank you very much for your support. Support from you is greatly appreciated).

4 動物救護施設の設置、運営管理

動物救護施設は、災害時に、飼い主からの一時預かりや負傷動物、保護・収容した放浪動物の飼育管理等を行う際に必要となる。

その際、自治体等は、災害の規模が大きいなど、保護動物の収容、管

理が既存の保健所、動物愛護センター等の活用では十分でないと考えられる場合、増設または新たに設置する必要がある。その場合、あらかじめ選定しておいた候補地に施設を設置する。

◆ 動物救護施設の設置、運営管理

- 動物救護施設の設置及び形態
- 動物救護施設の体制整備
- 収容動物の飼育管理
- 収容動物の健康管理
- ボランティアの活用

(1) 動物救護施設の設置及び形態

災害時に必要な動物救護施設の設置に当たっては、「早急な設置・運営」と「収容動物のストレスを軽減できる飼育環境の整備」とのバランスが重要となる。

動物救護施設のように多数のペットを群管理する場合には、感染症の発生防止とストレス管理が重要となる。通常とは異なる環境に置かれたペットは多大なストレスを受け、病気を発症してしまうことが多いため、飼育環境への配慮が必要となる。

主な配慮事項として、犬と猫を別棟または別室で管理する、猫は高さのあるケージ、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム（運動場所）を用意する、犬は身体を伸ばせるケージまたは寝床と運動場所を区分する等がある。

一方、緊急対応が求められる災害状況下において、限られた資金や時間を効率的に活用するためには、設

置に係る時間、費用、活動期間等を考慮して施設整備計画を検討する必要がある。最低限、温度・湿度管理、飼育舎の広さ（必要な収容頭数と一頭あたりの広さ）、逸走防止対策、感染症対策（隔離等）、洗浄消毒等の飼育環境のほか、物資の保管場所、事務所、トイレ等が確保されていれば、飼育管理していく中の工夫次第で飼育環境を充実させることも可能である。

既存の保健所、動物愛護センター等を活用する場合には、保護・収容したペットの飼育管理場所を確保し、収容時の感染症予防対策を十分に行う。

また、動物救護施設を増設または新設する際の形態としては、テント、プレハブ、ユニットハウス等の簡易な施設等を設置する場合や、既存の空き施設を利用する場合等がある。

動物愛護センター等既存の施設を利用した事例

仙台市動物救護本部（東日本大震災）

- 東日本大震災時には仙台市動物管理センターを中心に、負傷動物や逸走動物の保護・収容を行った。健常なペットについては本部構成団体であるボランティア団体が一時預かり等を行った。
- センター収容動物の譲渡会を早くから開催することにより、センター収容動物数が過密になることを防ぎ、新たなシェルターを設置することなく対応することができた。



仙台市動物管理センター



センター内での飼育状況

新たな施設を設置した事例

東京都・東京都動物救援本部（東日本大震災東京都動物救援センター）

- 大震災で被災地から都内に避難してきた住民のペットの一時預かり等を行うために、新たな動物救護施設が設置された。
- 飼育舎、事務棟、治療棟、犬用パドック等を設置し、預かり動物の飼育管理、健康管理、返還・譲渡に係る業務を行った。
- 三宅島噴火災害時対応の経験を生かして、飼育管理者が使いやすい施設を設置するとともに、収容動物のストレス管理や感染症予防対策、逸走予防対策等の工夫を行った。



飼育舎の外観



出入り口には逸走防止の柵を設置



飼育舎には内部屋を配置



ドアに飼育舎内確認用の小窓を設置

(2) 動物救護施設の体制整備

既存の保健所、動物愛護センター等を動物救護施設とする場合は、既存施設の運営管理を基本として、地方獣医師会等と連携を図りながら、収容動物の飼育管理や健康管理を行う。

一方、動物救護施設を増設または新設する場合は、当該施設の運営管理を行う体制が別途必要となる。その際、施設長、副施設長を置くとともに、事務管理、犬・猫それぞれの

飼育管理、健康管理（獣医療）等の実務を行う体制を作る必要がある。

人材の確保にあたっては、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護団体等が連携し、獣医師や飼育管理等のスタッフをそろえるとともに、ボランティアの活用を図る。

動物救護施設における役割分担の例を以下に示す（動物救護施設に関する様式は、資料13～16を参照）。

◎動物救護施設における役割分担の例

事務管理班

自治体や現地動物救護本部等との連絡調整、施設運営経費の管理、業務集計・報告、新規動物の受け入れ、収容動物の譲渡、物資の管理、ボランティアの受け入れ・配置・管理、ウェブサイトの更新、その他運営に係る事務等

犬飼育管理班・猫飼育管理班

動物の飼育管理（給餌・給水等の世話、食欲や排泄、身体の異常等の健康チェック、動物の行動や状態のチェック）、施設の清掃・管理、居住環境のチェック（音、光、床材等）、動物の運動・遊び、収容動物のデータ管理等

健康管理班

収容動物の健康管理、負傷動物の治療、予防接種等、マイクロチップの装着、不妊去勢手術の実施、医薬品の管理、感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティアへの指導等

(3) 収容動物の飼育管理

収容動物の飼育管理には多くの人員が必要とされるが、ボランティアを主とした体制にすると、日によって作業人数が足りず必要な世話をできないおそれがある。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、収容頭数に応じた最低限

必要な人数をスタッフとして確保するよう努める。

飼育管理にあたっては、個体ごとの情報を管理できるように、毎日の世話をを行う際に記録簿を作成し、当該動物の状況について、それぞれの飼育管理者が把握できるようにする。

飼育管理の工夫事例

東京都（三宅島噴火災害）

三宅島噴火災害動物救援センター（東京都日野市）では、「三宅島噴火災害動物救援センター運営内規」を作成し、センターの円滑な運営管理に努めた。

三宅島噴火災害動物救援センター運営内規

1. センター役員

センターに次の役員を置く。

- 1) センター長1名
- 2) 副センター長2名

センター長は、センターを代表し、センター内の活動を統括する。

副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合は代行する。

それぞれ代理を置くことができる。

2. ミーティング

センターの円滑な運営のため、以下のミーティングを行う。

- 1) 役員ミーティング

役員によるミーティングを必要に応じて開催する。

- 2) 全体ミーティング

収容動物の情報交換を行うため、必要に応じて全体ミーティングを行う。

1)、2)とも進行役はセンター長又は副センター長とする。

- 3) 獣医療ミーティング及びボランティアミーティング

獣医療ミーティング及びボランティアミーティングは毎日行う。

獣医療ミーティングは、ボランティアチーフより動物の健康状態を把握し、診療後に治療内容の説明、投薬、健康管理の方法を、ボランティアチーフに指示する。

ボランティアミーティングは、ボランティア活動が円滑に行えるように、充分な意思伝達を行う。

三宅島噴火災害動物救援センター運営内規（一部抜粋）

(4) 収容動物の健康管理

動物救護施設における収容動物の健康管理と治療等は、獣医師によって行う。

獣医師は専任の場合や、地方獣医師会の会員獣医師の交代での派遣等により毎日診察できる体制が望ま

しい。

また、施設の設備状況により必要な治療が行えなかったり、収容動物が重症の場合等は、近隣の動物病院へ搬送する（治療等に関連する様式は、資料 17～19 を参照）。

健康管理の工夫事例

東京都（三宅島噴火災害）

三宅島噴火災害動物救援センター（東京都日野市）では、動物の健康管理及び治療は、都獣医師会から連日 1 名の会員が派遣された。開所から平成 14 年 3 月 21 日までの間、延べ 380 名の獣医師が従事した。

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部第 1 シエルター（福島県飯野町）、第 2 シエルター（福島県三春町）では、シエルター毎に医療担当部門責任者として専任獣医師 1 名が福島県獣医師会から派遣され、被災動物の受け入れや収容動物の健康管理及び治療等にあたっている。



福島県動物救護本部第 2 シエルターにおける治療の様子

(5) ボランティアの活用

動物救護施設では、事務や収容動物の飼育管理等の作業を行うボランティアが必要な場合がある。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、テレビ、新聞、ラジオ等のマスコミ、ウェブサイト、公報、イベント等を活用した広報や、地方獣医師会や動物愛護団体等の民間団体、また獣医系大学や動物専門学校等の学生等への人材派遣要請を行うなど幅広く募集を行う。

また、収容動物は環境の変化やス

トレスにより攻撃的になっている動物もいるため、咬傷事故等のおそれもあることから、ボランティアの受け入れにあたっては、自治体または現地動物救護本部等でボランティア保険等に加入する。

なお、日頃から飼育管理を行う常駐スタッフが、こうした攻撃性のある動物の情報を把握し、注意を呼びかけるなどし、咬傷事故の発生防止に努める（ボランティアに関連する様式は、資料 20～22 を参照）。

◆ ボランティアの仕事内容の例

- 収容した動物の世話
給餌・給水、運動（散歩等）、健康チェックなど
- 収容した動物の身の回りの世話
犬舎・猫舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理
動物の敷物などの洗濯管理など
動物の手入れ（シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど）
- 動物救護施設の運営維持
ユニフォームの洗濯、必要品の買出しなど
動物救護施設の維持管理（施設・設備の修繕や雑用・掃除）
- 事務
飼い主との連絡調整（面会、引き取りなど）
ボランティアとの連絡調整
支援物資の管理や要請
ホームページの運営など

動物救護施設におけるボランティアの活動例

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部第2シェルター（福島県三春町）では、ウェブサイト上でボランティアを募集するとともに、活動内容を紹介している。

ボランティアを募集しています

福島県動物救援本部では、保護しているペットたちが健康でいられるよう。一時収容施設においてペットたちのお世話を手伝いいただけるボランティアを募集しております。みなさまからの暖かいご支援をお待ちしております。

【ボランティアにご参加いただく前に】

以下の項目をご確認いただいた上で、ボランティアにご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・成人であること
- ・動物の毛等によるアレルギーがないこと
- ・用賃地までご自身で移動できること
- ・食事や飲み物などご自身で用意できること
- ・交通費・食費・宿泊費等の費用をご自身で負担できること
- ・現地スタッフの指示に従っていただけること

【ボランティアの活動内容】

- 犬・猫の清掃
- 動物への給餌・給水
- その他、シェルター運営に必要な作業



犬の清掃



給餌



作業

福島県動物救護本部

新しい会員登録についてお問い合わせへ
地図について
ボランティア募集
セミナー活動
レシピ

1:45～
スタッフ、ボランティア集合
集合させ、ミーティングスタート
※この時までに勇気賞を歓えて
集合していただきます

↓
↓
↓
↓
↓
↓
犬舎、撮合の準備

↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
12:00～
お昼（30分）

↓
↓
↓
↓
↓
犬の散歩
(ボランティア生肉)

↓
↓
↓
↓
犬猫の給餌・給水

↓
↓
15:00 終了



スタッフ、ボランティアミーティング



撮合の準備



犬の散歩

5 広報・普及啓発

動物救護活動を円滑に実施していく上では、的確な情報の収集や提供により、動物救護活動を飼い主や住民だけでなく、社会全体に周知することが極めて重要である。

自治体や現地動物救護本部等は災害時に情報の混乱が生じないよう、広報内容を十分に検討し、関係団体と情報共有を図るとともに、組織的な広報活動を行う。

広報の実施は、情報を一元的に管理し隨時広報することが必要であり、これにより動物救護活動への関心及び正確な理解を得られるとともに、

被災した飼い主の混乱を防ぎ、避難生活の不安を和らげることになる。

自治体や現地動物救護本部等は、避難した住民に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育の指導、飼い主不明で保護されたペットの情報、自治体や現地動物救護本部等が実施している動物救護活動の情報等について、定期的に広報・普及啓発を行う。

また、ウェブサイト等を活用して、広く国民に対し動物救護活動に係る情報提供を行う。

◆ 広報・普及啓発

- 避難住民に対する啓発活動
- 保護動物に係る情報提供
- 動物救護活動に関する情報提供

(1) 避難住民に対する啓発活動

自治体や現地動物救護本部等は、ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、避難所・仮設住宅における飼育ルールや適正飼育に関する啓発活動を行う。方法としては、

ウェブサイト等を活用するほか、避難所や仮設住宅では、ウェブサイト等を見ることができない住民がいることを考慮し、回覧板の活用等、紙媒体による広報を行う。

インターネット以外の手法を活用した啓発活動の事例

仙台市（東日本大震災）

停電により、避難所等での広報は全て手書きの掲示で対応した。

岩手県（東日本大震災）

避難所には保健師等のチームが巡回していたので、そのチームに協力を依頼し、避難所でのペット飼育上の問題点等があれば報告してもらい、それを受けたて広域振興局保健福祉環境部・センターが指導を実施した。

（2）保護動物に係る情報提供

自治体や現地動物救護本部等が保護・収容した所有者不明の放浪動物等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報提供を行う必要がある。

（1）の場合と同様、飼い主は避難所等に避難している場合が多いので、

紙媒体での情報提供も行う。その際、保護動物の情報は、長期の放浪により飼い主とはぐれた場所から移動している可能性もあるので、情報提供にあたっては、保護した場所だけでなく当該動物の写真や特徴も付けることが望ましい。

保護動物に係る情報提供の事例

北海道（有珠山噴火）

動物の写真入りポスターを作成し、避難所、役場等へ掲示することで、より多くの飼い主を見つけることができた。

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部のウェブサイトに保護した動物の情報を写真入りで掲載した。

The screenshot shows the homepage of the Fukushima Prefecture Animal Rescue Headquarters. The main navigation menu includes 'ホーム' (Home), '新しい家庭になってくださいの方へ' (For those who want a new family), '救援会について' (About the rescue organization), 'ボランティア募集' (Volunteer recruitment), 'シエルタ募集' (Shelter recruitment), 'リンク' (Links), '黙付' (Silence), and '田バナナ' (Toba Banana). A large banner at the top features the text '福島県動物救護本部' (Fukushima Prefecture Animal Rescue Headquarters) with silhouettes of a dog and a cat. Below the banner, a section titled '犬のページ' (Dog Page) displays a grid of nine small dog photos. To the right of the grid is a vertical list of dog identification numbers from 10014 to 10491. The background of the page has decorative paw prints.

This screenshot shows a detailed view of the dog information page for dog ID 10014. It features two large photos of a golden retriever. The left photo shows the dog sitting, and the right photo shows the dog smiling. Below the photos, the dog's details are listed: 【番号】10014, 【種類】ゴールデン・レトリーバー, 【性別】メス, 【年齢】5歳, 【不妊・去勢処理】済 (採卵後), and 【性格など】人が大好きで従順。我欲旺盛です。犬には吠えます。病気があります。 At the bottom of the page, there are links to '「犬のページ」カテゴリートップへ戻る' (Return to the 'Dog Page' category top) and 'お申込み方法は' (Information on how to apply is) followed by a link to 'こちら' (here).

(3) 動物救護活動に関する情報提供

動物救護活動に関する情報提供は、窓口を一元化し、混乱の無いよう努める。避難住民に対しては、支援を必要としている住民が、どこに支援を求めるかがわかるように、支援情報や連絡先等について広報を行うとともに、県内外に避

難している住民に対しても情報が行き渡るように工夫する。

さらに、動物救護活動に関する理解や関心を得、継続的な支援を図るために、動物救護活動に関する情報を、マスコミの協力やウェブサイト等を活用して広く国民に情報提供する。

◎ウェブサイトにおける情報発信例

- 動物救護活動の状況報告
- 保護した動物の情報
- 行方不明動物の情報
- 謙渡対象動物の情報
- ボランティア、救援物資、義援金の募集
- 義援金の使途

広報・普及啓発の事例

岩手県山田市（東日本大震災）

動物病院や獣医師から一時預かり等の支援情報を避難所に提供したことにより、被災者が利用した。

6 動物救護活動の終息の考え方

現地動物救護本部等の解散や動物救護施設の閉所等については、被災や保護依頼の状況や住民の住居環境

の整備状況、飼い主への返還・譲渡の状況等を総合的に勘案して、その時期を判断する。

動物救護活動の終息の例

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は設置から5ヶ月後の平成23年8月21日に廃止した。

廃止を判断した理由は以下のとおり

- ①自立の目安として位置づけられる応急仮設住宅が、全戸（13,983戸）完成し、入居が完了すること、また避難所も9月上旬を目前に全てが閉鎖される見通しあつたこと。
- ②復興基本計画に基づく復興対策が本格化すること
- ③現在の本部の活動状況を鑑みると、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に掲げる、いわゆる応急対策事業は一定の役割を終え、「被災動物」、「家庭動物を飼育する被災者」は生活再建（復興）に向かっていると考えられること

ただし、救護本部廃止時に各動物愛護団体等で保管しているペットについては、引き続き所有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡にむけた取り組みを推進することとされ、必要に応じて長期預かりボランティアの紹介も行った。

動物救護活動の終息の例

宮城県（東日本大震災）

宮城県では、震災発生から約3ヶ月後の平成23年6月22日に、既存の動物愛護センター敷地内に新たに被災動物保護センター（2次シェルター）が設置された。

被災動物保護センターで預かった、飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まり、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉鎖した。被災動物保護センターを閉所する際には、閉所の期日を決め、その期日に向けて、新規預かりの停止、一時預かり動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めた。

栃木県（東日本大震災）

栃木県では、平成23年3月29日に災害時避難動物等対策班が設置された。構成団体は、栃木県、宇都宮市、社団法人栃木県獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会栃木県支部で、栃木県動物愛護指導センターが事務局を担ってきた。

平成24年4月以降、ペットに関する新たな相談がないことから、5月31日より同対策班の活動は休止している。

東京都（三宅島噴火災害）

平成12年6月26日の三宅島雄山の火山活動に伴い、災害対策本部が設置された。9月1日に東京都獣医師会は「東京都獣医師会三宅島被災動物救護対策本部」を設置し、その後、（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（社）日本愛玩動物協会、（社）東京都動物保護管理協会と協力し、「三宅島噴火災害動物救援本部」を結成し、活動を開始した。

一方、東京都は三宅島噴火災害動物救護センターを平成13年3月29日に設置し、平成14年3月31日まで運営した。

平成14年12月5日最後の1頭が引き取られ、全ての活動を終了した。

4

動物救護活動を支えるもの

1 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）との連携

動物救護活動の中心となるのは、自治体や現地動物救護本部等である。これらの関係団体が平常時から連携をとることが、円滑な救護活動の基礎となるが、そのためには、相当数のボランティアも必要となる。

発災後の混乱した時期に、ボラン

ティアの募集、受け入れ、管理を行うことは難しい場合が多いことから、自治体等は、ボランティア登録制度の創設やボランティア講習会を定期的に行う等、人材育成に努める必要がある。

平常時

- 動物愛護推進員、地元獣医師、民間団体等との連携
- 動物救護ボランティアの育成、登録
- ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成

災害時

- ボランティアの確保
- ボランティアの配置・管理

動物救護活動を
支えるもの

▶ 動物愛護推進員、地元獣医師、民間団体等との連携

動物愛護推進員、地元獣医師、民間団体等と自治体等は、平常時の動物愛護管理に関する業務で連携を

とつたり、連絡体制を築くことで、災害時に人材派遣の協力要請を円滑に行うことができる。

► 動物救護ボランティアの育成、登録

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等は平常時に動物救護ボランティアの講習会を開催し、必要な人材の育成を行う。併せてボラ

ンティアをコーディネートするボランティアリーダーの育成も行う。講習会受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力要請を行うことができる。

► ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成

地方獣医師会は、会員の獣医師に呼びかけ、災害時に協力可能なボランティア獣医師や動物病院を登録し、あらかじめデータベースを作成して

おくことで、災害発生時にいち早く近隣の獣医師に協力要請を行うことができる。

► ボランティアの確保

自治体等は災害の規模や状況によって、以下のボランティアを確保する

必要がある。

◎ 必要なボランティア

● 一時預かりボランティア

飼育が困難な飼い主などから一時預かり依頼のあった動物で、動物救護施設での収容が困難な場合などに、自宅等で一時的に飼育する。

● 一般ボランティア

自治体や現地動物救護本部等が実施する動物救護活動への協力を

行う。

● 動物専門ボランティア

獣医師、動物看護師、トレーナー等動物に関する専門的知識や技術を有するボランティアで、負傷動物の治療等を行う。

► ボランティアの配置・管理

自治体等は、ボランティアリーダー等を活用して、ボランティアの配置及び管理を行う。また、ボランティアの

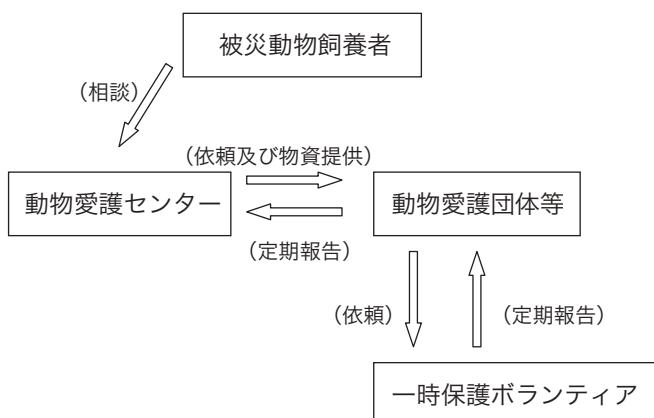
活動に当たって、ボランティア保険の加入等によりボランティアの事故等に備える。

動物愛護団体等への一時保護ボランティア依頼の事例

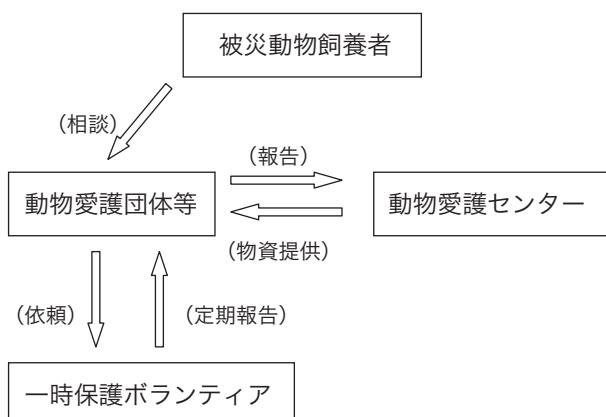
青森県（東日本大震災）

青森県では、県内のボランティア団体に対して説明会を開催し、ボランティアの依頼を行った。行政であらかじめ各団体の受け入れ可能頭数を把握し、行政に保護の依頼があった場合には依頼期間等を聞き取り、長期間の預かりに関しては預かり動物のストレス軽減のため、各団体へ依頼した。また普段から愛護団体とは連携を行っているため、スムーズに連携を図ることができた。

パターン1（愛護センターに依頼が来た場合）



パターン2（動物愛護団体等に依頼が来た場合）



青森県被災動物保護フロー

2 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布

災害発生時に、速やかに動物救護活動を開始するためには、平常時から救護活動に必要な物資を備蓄しておく必要がある。

物資の備蓄場所は、主に動物愛護センターや保健所等、災害時の動物救護活動の拠点施設と考えている場所等とする。

発災直後は、交通網の寸断、救援車両やガソリン、物資の不足から、すぐに避難所に物資が届かない場合も想定しておく必要がある。このため、自治体や現地動物救護本部等は、備蓄品の配布にあたっては、被害状況を的確に把握し、要請に応じた配

分を計画的に行うことが重要である。

併せて、不足することが見込まれる物資については救援物資の募集を開始するとともに、緊急災害時動物救援本部へ支援要請を行い、必要な物資の内容や数量について調整を行う。

届いた救援物資は仕分けされていないものが多いことが予想されることから、物資の仕分けに必要な要員を確保するとともに、保管・配送拠点施設等を状況に応じて設置するなど、被災地の需要に応じた供給を速やかに実施できる体制が必要となる。

平常時

- 動物救護活動に必要な物資リストの作成
- 物資の備蓄
- 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制に係る協力関係の構築

災害時

- 避難所・仮設住宅等における要望の把握
- 備蓄品の配布
- 救援物資の募集・配布
- 緊急災害時動物救援本部への救援物資の要請

◎救援物資で役立ったもの・不足したものの例

●役立ったもの

- ・フード類、ケージ類、猫砂、ペットシーツ、衛生用品、組み立て式テント、リード、首輪、新聞紙等

●不足したもの

- ・水、ペットシーツ、猫砂、ケージ、ウンチ袋、検査キット、ワクチン等

3 資金の確保、義援金の募集・配布

迅速かつ円滑な動物救護活動を行うためには、ペットの飼育管理、物品の購入、動物救護施設の運営等の資金が必要となる。

このため、被害の規模や救護活動の状況等を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトを利用して募集の告知をするとともに、関係団体・企業等のネットワー

クやマスコミ等の協力を得て、積極的な広報を行う。また、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイト等で義援金の使途を公表する。

大規模災害発生時には、緊急災害時動物救援本部においても、義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被災地の動物救護活動の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等、地方獣医師会等に配分・供与される。

平常時

- 義援金募集の受付窓口、振込口座設置の検討

災害時

- 自治体や現地動物救護本部等による義援金募集の受付窓口と振込先口座の開設
- 義援金の募集開始
- 自治体や現地動物救護本部等のウェブサイト等を利用して募集の告知
- 義援金の収支管理
- 義援金の使途の公表
- 緊急災害時動物救援本部への支援要請
- 業務報告及び決算報告

資金確保の事例

岩手県災害時動物救護本部（東日本大震災）

動物救護活動に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部の義援金から配布された支援金と、県動物救護本部で開設した義援金口座に寄せられた義援金により確保した。義援金の募集はインターネットを通じて行い、集まった義援金の総額は 2,666,954 円で、これらは全て県動物救護本部の活動費として活用された。義援金の収支の内訳については、ウェブサイト上で公表している。

資料編（様式は CD-ROM 添付）

資料編

資料 1	災害時における動物救護活動に関する協定書の例	資 -1
資料 2	災害時動物救護本部設置要綱の例	資 -3
資料 3	同行避難動物登録票の例	資 -5
資料 4	同行避難動物管理台帳の例	資 -6
資料 5	相談受付票の例	資 -7
資料 6	行方不明動物受付票の例	資 -8
資料 7	一時預かり依頼書の例	資 -9
資料 8	同意書の例	資-10
資料 9	一時預かり契約書の例	資-11
資料 10	誓約書(返還)の例	資-12
資料 11	所有権放棄届の例	資-13
資料 12	誓約書(譲渡)の例	資-14
資料 13	収容動物管理票の例	資-15
資料 14	業務日誌の例	資-17
資料 15	外来者名簿の例	資-19
資料 16	マスコミ取材簿の例	資-20
資料 17	診療記録簿の例	資-21
資料 18	動物移動記録簿の例	資-22
資料 19	薬剤機材注文表の例	資-23
資料 20	ボランティア登録用紙の例	資-24
資料 21	誓約書(ボランティア)の例	資-25
資料 22	誓約書(一時預かりボランティア)の例	資-26
資料 23	雇用契約書の例	資-27

災害時における動物救護活動に関する協定書

_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、県（市）内または隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護活動を実施し、被災動物やその飼育者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、_____地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走・放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（協力の内容）

第3条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の保護及び管理に関すること
- (3) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時
- (4) 全各号に掲げるもの他、必要な事項

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

資料1 災害時における動物救護活動に関する協定書の例

(活動の終了)

第6条 乙は活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(負担)

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めるものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあっては_____、乙にあっては_____とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の期間は平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

資料編
(様式はCD-ROM添付)

資料2 災害時動物救護本部設置要綱の例

_____動物救護本部設置要綱

(名 称)

第1条 この本部の名称は、_____動物救護本部（以下、「救護本部」という。）とする。

(目 的)

第2条 救護本部は、_____内又は隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼育者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本要綱において、「被災動物」とは犬、ねこ等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走・放浪している動物をいう。

(事 業)

第4条 救護本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災動物医療支援事業
- (2) 被災動物保護支援事業
- (3) 避難動物支援事業
- (4) 被災動物救護関連事業

(基 金)

第5条 救護本部は、前条の事業を実施するため、緊急災害時動物救済基金（以下、「救済基金」という。）を別に定める期間運営する。

- 2 救済基金は、寄附金等をもって充てる。
- 3 救済基金は、救護本部が定めた期日をもって精算する。

(構 成)

第6条 救護本部は、次の団体の代表者をもって構成する。

- (1) _____獣医師会
- (2) 被災動物の救護に関し _____(自治体等) と協定を結ぶ _____(愛護団体等)
- (3) _____(自治体等担当部署)
- (4) その他本部長が必要と認めた団体

(役 員)

第7条 救護本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長____名
- (2) 副本部長____名

- 2 役員の選出は、代表者の互選による。
- 3 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第8条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

資料2 災害時動物救護本部設置要綱の例

(監事)

第9条 救護本部に監事____名を置き、救護本部の会計を監理する。

2 監事は、救護本部会議において選任する。

(救護本部会議の招集等)

第10条 本部長は、第4条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。

2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決するところによる。

(行政機関との連携)

第11条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び地方公共団体等と連携する。

(事務局)

第12条 救護本部の事務局は、_____に置くものとし、_____は事務局を補佐するものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

第13条 救護本部は、_____獣医師会と _____が協議の上設置する。

2 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。

3 救護本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会並びに公益社団法人日本獣医師会で組織する緊急災害時動物救援本部に支援を依頼することができるものとする。

(救済基金の精算)

第14条 救済基金は、第5条の規定により精算した後、今後の類似の災害への備えに資するため、残余の資金全額を緊急災害時動物救援本部に寄附するものとする。

(活動内容の公表)

第15条 本部長は、救済基金の運営に関する事項や救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(本部長への委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

資料3 同行避難動物登録票の例

同行避難動物登録票

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ 漢字
	避難前住所	
	電話	
動物	動物種	
	品種	
	性別	
	特徴（毛色等）	
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】 有・無 【狂犬病予防注射】 済・未
特記事項		

同行避難動物管理台帳

施設名 :

管理責任者（担当者）名 :

No.	入所日	退所日	動物種	品種	性別	呼びび名	特徴（毛色等）	飼い主 氏名	連絡先	避難前住所	犬の登録・狂犬病 予防注射の有無
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未
											【登録】有・無 【狂注】済・未

資料5 相談受付票の例

受付番号 :

相談受付票

受付年月日	年　月　日	受付場所	
時間	時　分～	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所）	<input type="checkbox"/> 対面（避難所）	<input type="checkbox"/> 電話
相談者	氏名：		
	連絡先：		
	避難場所：		

相談内容	回答要旨

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入

資料6 行方不明動物受付票の例

受付番号 :

行方不明動物受付票

受付年月日	年　月　日	受付場所	
受付時間	時　　分	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所） <input type="checkbox"/> 対面（避難所） <input type="checkbox"/> 電話			
届出者	氏名 :			
	連絡先 :			
	避難場所 :			
行 方 不 明 動 物 の 情 報	行方不明日時	年　月　日 ()	午前・午後　時　分	
	行方不明場所			
	動物種	犬・猫・他 ()	品種	
	呼び名		毛色	
	性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
	年齢		体重	
	首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:	
結 果	発見日時	年　月　日 ()	午前・午後　時　分	
	発見場所			
	措置	<input type="checkbox"/> 返還 : 年　月　日		
		<input type="checkbox"/> 一時預かり : 受付日 年　月　日 → 返還日 年　月　日		
		<input type="checkbox"/> 所有権放棄 : 受付日 年　月　日		
	収容	収容場所 :		
		収容期間 : 年　月　日 () ~ 年　月　日 ()		
その他	死亡確認 : 年　月　日			
	保護収容受付番号 :			
	その他 :			

資料7 一時預かり依頼書の例

一時預かり依頼書

保護動物受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌(不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

動物救護センターに次のとおり私の所有する動物の一時預かりを依頼します。

- 1 私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼育が一時的に困難になったことから、自ら所有する上記動物の一時預かりを依頼します。
- 2 預かり期間は、__年__月__日から__年__月__日までとします。
- 3 私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼育できる状態にするか、知人などに飼育依頼を行うよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を動物救護センター（以下「センター」という。）に連絡し、当該動物を引き取るものとします。
- 4 一時預かりにあたっては、センターが実施する保護動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他必要な検査に同意いたします。
- 5 一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、センターにおいて応急処置を施すあるいは、必要に応じて、獣医師会会員病院に搬送することを同意いたします。
- 6 センターが保護施設の状況などにより、一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアでの動物保護については一任します。
- 7 センター等での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走または負傷したとしてもその責任は問わず、損害賠償請求などは行いません。
- 8 動物の保護施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、センターの指示に従います。
- 9 一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更もしくは居住場所の変更については速やかにセンターにお知らせします。
- 10 保護期間経過後、__日間連絡がなかった場合は所有権放棄されたものとみなします。

_____動物救護本部長様

平成 年 月 日

氏名 _____印

住 所 _____

電 話 _____

避難場所 _____

(裏面に「運転免許証」など身分を証明するもの写しを添付)

同 意 書

平成 年 月 日

_____動物救援本部
 本部長 _____ 殿

住 所
 氏 名 印
 電話番号

私は、下記動物の所有者として、貴本部に本動物の保護を依頼するにあたり不妊・去勢手術を受けることに同意いたします。なお、手術に関しては術後も含め一切の意義申し立てをいたしません。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

資料9 一時預かり契約書の例

一時預かり契約書

保護動物受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

動物救護本部(以下「甲」という。)と _____(以下「乙」という。)とは、次のとおり動物の一時預かり契約を締結する。

第1条 乙は____災害により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時預かりを甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成____年____月____日までとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼育できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うよう努めるものとする。

2 乙は、契約期間中に自ら飼育できる状態になったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することになったときは、又は放棄することが予測されることになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲にたいして所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。

ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続をとることなく____日が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、自ら保護が困難な場合は、善意で保護を申し出た者(以下「一時預かりボランティア」という。)に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時預かりボランティアは、契約期間中、保護委託を受けた動物に関しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。

第9条 契約締結後の動物の保護施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、甲、乙の協議により決定するものとする。

2 一時預かりボランティアへの動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に係わる細目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

年　月　日

甲 _____ 動物救護本部 本部長 _____ 印

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

避難場所 _____

資料 10 誓約書(返還)の例

誓 約 書 (返還)

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長_____様

住 所
氏 名 印
電話番号

私は、下記動物を（私所有の動物と確認しましたので）動物救護センターから引取り、再び私の家族の一員として迎え、担当獣医師の不妊手術や治療等に関する指示に従い、終生飼養することを約束いたします。

記

保護動物収容受付番号				
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種		
呼び名		毛色		
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴		
年齢		特記事項		
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:	
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:	

資料編
(様式は CD ROM 添付)

所有権放棄届

平成 年 月 日

_____ 動物救護本部
 本部長 _____ 様

住所 _____
 氏名 _____ 印 _____
 電話 _____

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴動物救護本部に譲渡いたします。
 この動物の取扱については、すべて貴動物救護本部にお任せし、今後いかなることについても一切の要求をしないことを申し添えます。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

誓約書(譲渡)

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長_____様住所 _____
氏名 _____ 印 _____
電話 _____

私は、下記の動物を_____動物救護本部より譲り受け、家族の一員として迎え、終生飼育すること、また、以下の事項を守り、他人に迷惑をかけないで飼育することを約束します。

狂犬病予防法を遵守し、犬の場合は生涯一度の登録と狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着させます。

動物の習性を理解し、動物の健康保持に努め、疾病等に罹った場合には、私の責任において処置します。

譲渡を受けた動物の元の飼い主が判明し、返還などを求められた場合は飼い主に返還します。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

資料 13 収容動物管理票の例

管理番号 :

収容動物管理票

保護収容受付番号			
収容日	年　月　日	引取り予定日	年　月　日

区分	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 飼い主不明 <input type="checkbox"/> 所有権放棄		
収容区分	<input type="checkbox"/> 飼育者搬入 <input type="checkbox"/> 保護者搬入 <input type="checkbox"/> 行政・対策本部保護搬入		
保護場所			
<input type="checkbox"/> 飼い主 <input type="checkbox"/> 搬入者	氏名		
	住所		
緊急連絡先	電話番号		携帯電話
	氏名		
	住所		
電話番号			

動物種	犬・猫・他()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:
負傷の有無			
治療の有無 (内容)			

飼い主の判明

氏名	
住所	
電話番号	

経過	<input type="checkbox"/> 返還 (年　月　日)
	<input type="checkbox"/> 一時預かり (受付日: 年　月　日) → (返還日: 年　月　日)
	<input type="checkbox"/> 所有権放棄 (受付日: 年　月　日)
	<input type="checkbox"/> 譲渡 (年　月　日)
	<input type="checkbox"/> その他 (死亡: 年　月　日) ()

裏面に写真添付

資料 13 収容動物管理票の例

【写真】



【備考】



業務日誌

年　月　日	天候		記録者	
-------	----	--	-----	--

【業務従事者】

所属	人数	備考
県・市町村職員		
獣医師		
団体職員		
ボランティア		
その他		
合計		

【来訪者】

所属	人数	備考
県・市町村関係		
動物愛護団体関係		
報道関係		
その他		
合計		

【保護・収容動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
前日の収容頭数					
本日保護収容頭数					
本日返還等頭数					
本日末の収容頭数					

【治療動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
治療頭数					

【活動内容】

【問題点】

【明日の予定】

【引き継ぎ事項】

外来者名簿

氏名	人数	用件	所属（会社名・団体名等）
		面会・取材・見学・その他	

マスコミ取材簿

媒体種類	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・Web・その他()			
媒体社名		担当部署		責任者名
製作会社名		担当部署		責任者名
タイトルと企画内容(なるべく詳しく)				
放送または掲出予定				
年月日	朝刊・夕刊	月号	段	ページ
時 分からの 分番組	0.A	時	分より	分間
取材・撮影日程(予定)				
月／日	曜日	時間	内容	場所
/		時～		
■企画書・進行台本の提示				
■取材撮影に際しては、プライバシーを尊重し、人と動物の安全を第一に本部・センタースタッフの指示に従う。				
■事前に提出した企画書(予定表)以外に新たに追加される企画、番組内容はその都度、本部・センターの了承を得る。				
■個人に対する取材やインタビューは必ずセンターを通じて申し込み、直接交渉はしない。				

上記の件、了解いたしました。 _____ 印

診療記録簿

年　月　日

記録獣医師名 _____

所属（支部名など）_____

連絡先電話 _____

	症状	治療	申し送り
No.			
呼び名			
犬・猫・他 ()			
雄・雌 (不妊手術 未・済)			
No.			
呼び名			
犬・猫・他 ()			
雄・雌 (不妊手術 未・済)			
No.			
呼び名			
犬・猫・他 ()			
雄・雌 (不妊手術 未・済)			
No.			
呼び名			
犬・猫・他 ()			
雄・雌 (不妊手術 未・済)			
No.			
呼び名			
犬・猫・他 ()			
雄・雌 (不妊手術 未・済)			

動物移動記録簿

No.

登録番号				入所日	年 月 日
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()			品種	
呼び名		年齢		性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)
出所日時	年 月 日	午前・午後		:	
獣医師名	印				
受入れ動物病院名				電話	
移動理由	<input type="checkbox"/> 不妊手術 <input type="checkbox"/> 去勢手術 <input type="checkbox"/> 治療 (主な病名または主症状を記録)			手術 実施日	年 月 日
帰所日時	年 月 日	午前・午後		:	

入院治療報告

入院期間	年 月 日から	年 月 日まで
診断名		
検査内容		
治療内容	<input type="checkbox"/> 内科治療 <input type="checkbox"/> 軽度の外科治療 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 他	

治癒・経過良好・要抜糸・要加療・要観察

死亡 年 月 日

原因 _____

病名 _____

薬剤機材注文表

担当獣医師名 _____

発注日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ボランティア登録用紙

受付 No.

- 一般ボランティア
一時預かりボランティア

[申込者]

氏名		年齢	才	性別	男・女
現住所					
電話		携帯電話			
緊急時連絡先	氏名			続柄	
	住所			電話	

[活動が出来る日]

期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時 ~ 時						

[希望活動内容：一般ボランティア]

被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整
その他	

[一時預かり：一時預かりボランティア]

一時預かり場所	
動物種	犬・猫・他()
一時預かりが可能な頭数	頭
一時預かりの方法	

[その他]

--

誓約書（一般ボランティア）

- 1 _____動物救護本部（以下「救護本部」という。）の活動方針を理解し、自己流の解釈で業務に従事せず、単独行動を避け、班長および担当者の指示に従うこと。
- 2 施設内的一切の資材・機材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、班長もしくは、担当者に申告すること。
- 3 飲食及び喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ行うこと。
- 4 各自の貴重品については、盗難及び紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。なお、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについて、救護本部は責務を負わず、一切弁償・弁済を行わない。
- 5 咬傷事故等に遭わないように、動物等の取扱いに十分注意すること。救護本部あるいは、動物救護センター（以下「救護センター」という。）における咬傷事故や不慮の事故に対しては、ボランティア保険が適用されるが、その補償額を超えての保証は行わない。
- 6 救護本部等（救護本部、救護センター）で知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 7 スタッフ間の融和を保ち、救護本部等の品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招く様な言動を取らないこと。
- 8 他の者と融和を保てず協調性に欠けるボランティアは、救護本部等から退去を求められる事もあり得る。

私は、上記の事項に承諾し、救護本部等の規律を守り、ボランティア活動を行うことを誓います。

_____年_____月_____日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

（20歳未満の未成年者の場合）

保 護 者 _____ 印

誓約書（一時預かりボランティア）

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長_____様

住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

私は、下記の被災動物を_____動物救護本部より預かり、家族の一員として迎え、飼育方法等に関する貴救護本部または担当動物救護施設の指示に従い、飼育することを約束します。

被災動物の飼い主が被災動物に面会を要請した場合は、誠意を持って応じます。

被災動物が逸走した場合は、速やかに貴動物救護部へ連絡いたします。

やむをえず飼育が困難となった場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設に返還します。

被災動物の飼い主が返還を要求した場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設を通して速やかに返還します。また、貴動物救護本部または担当動物救護施設が返還を要求した場合は、速やかに返還すると共に、一切の経費の請求はいたしません。なお、引き取り動物について貴動物救護本部から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力することを約束します。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

担当救護施設名

支部・支所

電話

雇用契約書

_____動物救護本部
本部長_____様

このたび、下記により_____動物救護本部臨時職員として雇用されましたことについて、誠実且つ公正に職務を執行し、雇用期間が終了したときは異議無く退職いたします。

記

1. 雇用場所 : _____動物救護センター
(住所・電話)
2. 職務内容 : 収容動物の飼育管理
3. 雇用期間 : 平成____年____月____日から動物救護センター閉所まで
4. 勤務時間 : 午前____時____分から午後____時____分まで
5. 賃金 : 日額_____円
6. 交通費 :
7. 支払方法 :

平成____年____月____日

住所

氏名____印

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

平成 25 年 6 月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒 110-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL: 03-3581-3351

編 集 一般財団法人 自然環境研究センター
〒 130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7
TEL: 03-6659-6331